

教育委員会定例会日程

平成28年7月21日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 報告事項

(1) 小田原市博物館構想策定委員会への諮問に対する答申について

(資料4 生涯学習課)

(2) 小田原市社会教育委員会議への諮問に対する答申について

(資料3 生涯学習課)

(3) 市議会6月定例会の概要について

(資料1 教育部・文化部)

(4) 史跡小田原城跡の追加指定について

(資料2 文化財課)

5 議事

日程第1

議案第21号

小田原市社会教育委員の委嘱について

(生涯学習課)

日程第2

議案第22号

学校教育法施行細則の改正について

(教育指導課)

日程第3

議案第23号

特別支援学級用教科用図書(一般図書)の採択について

(教育指導課)

日程第4

議案第24号

小田原市就学支援委員会委員の変更について

(教育指導課)

6 その他

7 閉 会



生郷第 56 号
平成 27 年 3 月 18 日

小田原市博物館構想策定委員会 様

小田原市教育委員会

小田原市博物館基本構想について（諮問）

小田原市博物館構想策定委員会規則第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 小田原市博物館基本構想
- 2 諮問事由 小田原市は歴史的・文化的環境に恵まれており、これらを物語る資料も多く残されています。

こうした市民の共有財産ともいえる資料を保存活用する市の各施設は、老朽化が進み狭隘であるなどそれぞれに課題があり、市民の学習意欲や小田原を訪れる人々の期待に十分に応えているとは言い難い状況となっています。

平成 26 年度にスタートした本市の総合計画『おだわら TRY プラン』前期基本計画・第 2 次実施計画には、「小田原の貴重な地域資源である歴史資産の調査や保存、整備を進めるとともに、市民や来訪者が小田原の歴史を深く理解できるよう公開し、活用」することを基本方針として、「重要資料展示施設の整備検討」が位置づけられました。

小田原らしさの結晶ともいえる郷土の重要資料を未来に伝え、地域固有の資産として活用する環境を整えるために、既存の各施設の役割について改めて整理するとともに、新たな資料展示施設のあり方を検討する時期に来ています。

そこで、既存施設との機能分担や連携も含め、小田原市の博物館がどうあるべきか、「本市にふさわしい博物館のあり方」の指針となる基本構想の策定を求めるものです。

小田原市博物館基本構想 (答申)

平成 28 年 7 月 21 日

小田原市博物館構想策定委員会

【 目 次 】

はじめに

1 博物館構想の背景	1
(1) 老朽化と移転問題を抱える小田原市郷土文化館	
(2) 既存施設間の機能分担と連携	
(3) 活用を待つ豊かな地域資源	
2 基本的な考え方と目指す姿	3
—小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館—	
(1) 小田原の歴史をたどる	
(2) 「小田原の宝」を守り未来に伝える	
(3) 市民とともに活動する	
(4) まちをまるごと博物館にする	
3 新しい博物館の方向性	5
(1) 小田原の歴史・文化を伝える歴史総合博物館	
(2) 誰でも使いやすい博物館	
(3) 市民と育てる博物館	
(4) 学校教育と連携した博物館	
(5) 災害に強い安全な博物館	
(6) 情報を集約し発信する博物館	
(7) 連携の中核となる博物館	
4 新しい博物館の活動	7
(1) 学びを支える・分かち合う —教育・普及—	
(2) みせる・知らせる —展示・情報発信—	
(3) 調べる・明らかにする —調査・研究—	
(4) 集める・守り伝える —収集・保存—	
5 新しい博物館の施設設備・立地	8
(1) 望ましい施設設備	
(2) 望ましい立地	
6 新しい博物館の運営	9
(1) 管理運営の基本方針	
(2) 運営主体	
7 新しい博物館の組織	9
(1) 職員の体制	
(2) 博物館協議会の設置	

おわりに

参考資料

- 1 小田原市博物館構想策定委員会規則
- 2 小田原市博物館構想策定委員会委員名簿
- 3 小田原市博物館構想策定委員会の検討経過
- 4 博物館法
- 5 博物館の設置及び運営上の望ましい基準
- 6 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程

はじめに

小田原市（以下「本市」という。）は、相模灘・箱根連山・酒匂川など豊かな自然環境に恵まれている。また、小田原城跡・石垣山・江戸城石垣石丁場跡（早川石丁場群関白沢支群）の 3 つの国指定史跡や二宮尊徳生家などの県指定建造物をはじめ、羽根尾貝塚・中里遺跡・千代寺院跡など全国的にも重要な遺跡などを有している。これに加え、国指定重要無形民俗文化財の相模人形芝居下中座に代表される伝統芸能や祭事、多様ななりわいなどにも恵まれており、これらは本市の大きな特色となっている。本市ではこうした地域の特性を生かした本格的な博物館の整備が市民から望まれてきた。

一方、地域の歴史・文化を、次代を担う子どもたちに伝えていくことの重要性などから、学校教育と社会教育の連携も社会的に強く求められ、生涯学習施設としての博物館に対する需要は、とみに高まっている。

本市では、平成 3 年度に小田原市博物館基本構想策定委員会を設置し、平成 6 年 3 月に提言書の提出を受けたが、新しい博物館の整備には至らなかった。

その後、平成 23 年度から 34 年度までを計画期間とする総合計画『おだわら TRY プラン』において、未来への投資（先導的施策）として「文化力を高める」ことが掲げられた。

また、平成 24 年 3 月に本市の文化振興の方向性を示す指針として策定された『小田原市文化振興ビジョン』において、博物館施設は「文化が蓄積され、利活用されていくために欠かせない存在」として位置付けられた。

さらに、『おだわら TRY プラン』の第 2 次実施計画において「重要資料展示施設の検討」が位置付けられたことから、平成 26 年度に小田原市博物館構想策定委員会が設置され、教育委員会より小田原市博物館基本構想について諮問を受けた。

博物館構想策定委員会では上記の経緯を踏まえ、基本的には平成 6 年 3 月の提言書の内容を継承しつつ、博物館に収蔵される資料（以下「博物館資料」という。）だけでなく、史跡や歴史的建造物、祭事やなりわいなどの施設に収めることができないもの（以下「地域資源」という。）も対象とし、これら「小田原の宝」を活用していく視点を加えて検討を行った。そこで、「小田原の宝」をつなぎ、まちをまるごと博物館とする方向を考え、今後、整備される新しい博物館については、本市の博物館機能の中核を担う施設として位置付けた。また、博物館資料・地域資源の学術的・文化的価値を明らかにし、それらが将来にわたって活用され続けるために万全の保護・保存を進めるということにも留意して、本市に

ふさわしい博物館のあり方について「小田原市博物館基本構想」として取りまとめた。

1 博物館構想の背景

(1) 老朽化と移転問題を抱える小田原市郷土文化館

小田原市郷土文化館（以下「郷土文化館」という。）は、市民が研究のために自ら収集した資料を持ち寄るなど、市民の強い要望と活動によって昭和30年に設立され、本市の文化活動の拠点としての役割を果たすことが期待されてきた。しかし、設立当初から現在まで、用途の異なる目的で建設された既存建物の転用によって運営されており、施設の制約などから展示や教育・普及、収蔵機能などについて、必ずしも十分な機能を果たしてこなかった。

国指定史跡内にある現在の建物は昭和20年の建築で老朽化が進み、また昭和57年4月に策定された『史跡小田原城跡整備の理念と方針』及びこれに基づく『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』により、史跡小田原城跡整備において現在地から移転すべき施設とされている。

これらのことから、郷土文化館の機能を発展的に継承した新しい博物館を整備し、郷土文化館の移転問題の解消を図るとともに、その設立当初からあった市民の期待に応えていく必要がある。

(2) 既存施設間の機能分担と連携

本市には郷土文化館のほかにも、小田原市郷土文化館分館松永記念館、小田原市尊徳記念館、小田原城天守閣、小田原文学館などの博物館的な機能を持った施設（以下「既存施設」という。）が複数存在している。

郷土文化館の発展的継承に伴い、これらの既存施設についても、本市の博物館活動全体を振興するための視点でその役割や活動を見直す必要がある。併せて、所蔵する博物館資料の利用や情報の交換、職員の協力体制の構築など相互の連携を推進するとともに、所蔵する博物館資料や施設の特色を生かした分担を図り、その機能を高め、博物館資料を適切に保存・活用すべきである。

また、展示機能を持たないが、市史編さん資料や出土品、公文書など、小田原にとって重要である歴史的な資料を管理する、小田原市立図書館、文化財課所管の収蔵庫、小田原市役所本庁舎内集中書庫など関係する施設があり、新しい博物館は、これらの施設の所蔵する資料についても活用できるよう連携を考慮する必要がある。

(3) 活用を待つ豊かな地域資源

本市には、地域資源が豊富に存在し、その多くは小田原城址公園周辺に集中している。史跡などの一部は整備され、現地での保存・活用が図られているが、積極的な保存・活用のための取組が十分でないものも少なくない。これらの地域資源を継承し、市民が活用していくために、地域資源の情報を集約し、より積極的に博物館活動の中に取り込んでいく必要がある。

2 基本的な考え方と目指す姿

－小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館－

新しい博物館を整備するとともに既存施設の連携を推進し、博物館資料や地域資源を保存し、活用していくために、本市が将来的に目指す博物館活動の姿は、前章で示した背景を踏まえる必要がある。そこでは、1、郷土文化館の後継施設の必要性、2、既存施設の役割の見直しと連携、3、博物館資料及び地域資源の保存と活用が課題となっている。また、郷土文化館の設立が市民の強い要望によるものであり、市民の思いが博物館活動推進の根底にあることを踏まえ、本市の博物館活動の目指す姿を「小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館」とする。

本市の博物館活動の目指す姿を実現するため、次に挙げる4つの視点を踏まえ、新しい博物館の整備だけにとどまらず、既存施設や関係する施設などの諸活動を含めて、「小田原の宝」を生かした活動を展開していく必要がある。

(1) 小田原の歴史をたどる

小田原は、大化の改新以前には現在の神奈川県西部に存在したとされる師長国、律令制以降は相模国足下郡（足柄下郡）、中世中期以降はこれに同上郡を加えた西郡、近世以後は再び足柄下郡に属していた。この間、中世後期には戦国大名小田原北条氏の領国の中心、近世には小田原藩領の本拠地、明治初年には足柄県の県庁所在地となり、以後は現在まで神奈川県西部の中核的都市として存在している。

こうした歴史的な経過を踏まえると、現在の神奈川県西地域は相互に密接な関わりを持っており、ひとつの生活圏ととらえられている。そのため、小田原という地域を理解するためには、小田原市域を主体としつつ、広く隣接する地域をも対象とする必要がある。さらに小田原の日本史上に占める位置付けを踏まえ、日本はもとより世界を含む広い視野に立った博物館活動を展開する必要がある。

郷土文化館の発展的な継承という観点からも、上記の地域の歴史・文化について

て総合的にたどることのできる仕組みが必要である。

(2) 「小田原の宝」を守り未来に伝える

博物館の諸活動の基盤となる博物館資料及び地域資源は、地域の文化を示す貴重な資産であり、適切に保存し未来に引き継ぐべきものである。しかし、これら「小田原の宝」は保存のための取組をしなければ、やがて失われていってしまう。

博物館は現在のみならず未来の人々が博物館資料を活用できるよう努めなければならない。まず、博物館が収集して整理し、調査・研究して博物館資料として位置付けたものや地域資源に関する情報を、誰もがいつでも活用できるようにしていくことが必要である。また、博物館資料を含む地域資源の内容や価値を明らかにし、その重要性を訴え、それらが適切に保存されていく環境を整えていくことも必要である。

(3) 市民とともに活動する

本市では「小田原の宝」を用いた市民の郷土学習が活発に行われてきた。博物館は生涯学習施設として、利用者に学習機会を提供するだけでなく、市民とともに活動し時代の要請に応じて成長する必要がある。そのためには、市民にとって施設・活動の両面で利用しやすい博物館となるべきである。併せて、博物館は市民が主体的に博物館活動に参画できるよう、学習のきっかけづくりから、学習成果の活用に至るまでの仕組みづくりを行い、市民とともに活動していく必要がある。

(4) まちをまるごと博物館にする

既存施設や「小田原の宝」をより効果的に活用していくためには、博物館活動を施設の中だけではなく、まちをまるごと博物館の活動の場としてとらえていく必要がある。こうした活動はそもそも博物館活動に含まれているものであるが、豊富な地域資源を有する本市においては、特に重点的な取組が求められる。

そのためにはまず、新しい博物館をその中核とし、既存施設や市民団体などが相互に協力し、「小田原の宝」の情報を誰もが利用できるようにすることで、市民が小田原を知るきっかけをつくる必要がある。こうした情報を、市民が直接地域資源に触れる、より深い学びにつなげることで、生活の中の様々な事柄の意味が改めて認識されることにつながる。このようにして市民による小田原の再発見が行われ、「小田原の宝」を保護・保存する意識も育つ。

また、市民による博物館資料や地域資源についての学びを生かした情報発信は、他の市民の学習の助けとなるとともに、これまで博物館活動に参加してこな

かった市民が新たに参加するきっかけともなる。

こうした取組を市民団体や様々な施設が行う活動を通じて実現していくとともに、新しい博物館が整備され中核としての役割を果たすことで、まちをまるごと博物館にする活動が大きく推進される。

さらに、本市には小田原城跡をはじめとする、観光資源ともなり得る様々な地域資源がある。市民が自ら地域資源について語ることや、市民の学習支援のために整備された環境によって本市の文化観光が推進され、来訪者の満足度も高まることが期待できる。

3 新しい博物館の方向性

前章で述べた本市の博物館活動の目指す姿に向けた取組を推進するためには、既存施設の活動を見直し、連携・役割分担を進めるとともに、博物館資料の取扱いを含めたそれぞれの課題の解決を図っていく必要がある。そのためにも、まちをまるごと博物館ととらえた取組を進める中核を担う施設として、郷土文化館を発展的に継承した新しい博物館が必要である。その整備にあたり、新しい博物館に求められる方向性を次に掲げる。

(1) 小田原の歴史・文化を伝える歴史総合博物館

小田原は全国的にも歴史都市として知られており、歴史的・自然的背景のもとに営まれた多様な産業や民俗文化財も継承されている。新しい博物館は、小田原を中心とした地域の歴史・文化を理解し、共有し、継承するために、単に歴史上の大きな事件の羅列といったものではなく、この地に生きた人々の日々の暮らし、社会や文化、小田原の歴史的・自然的背景を多角的に明らかにすることを目指す。このために、主に歴史・考古・民俗資料を扱いつつ、必要に応じて美術資料や自然科学資料も扱う、歴史総合博物館とする。

(2) 誰でも使いやすい博物館

新しい博物館の諸活動・施設は、年齢・性別・国籍・言語・文化の差異や、障がいの有無を考慮したユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰にでも利用しやすく、楽しめるような施設であることが望まれる。また、利用者の求めに応じて十分に博物館資料や地域資源の紹介ができる体制も必要である。こうした環境を整えることで、博物館の利用者が増え、利用者が博物館活動に参加していくことが期待される。

(3) 市民と育てる博物館

博物館活動の発展のためには、博物館の専門的職員である学芸員により、活動

の基盤となる調査・研究活動を充実させる必要があるのは言うまでもないが、本市には博物館資料や地域資源を用いて学習を行うだけでなく、その成果を社会に生かす活動を行っている市民団体なども存在する。

新しい博物館は、調査・研究活動を博物館が独自に行うだけでなく、市民の研究成果を蓄積するとともに、市民と博物館が協働で調査・研究活動を行うことで、博物館の活動に広がりを生み出す。また、市民と博物館が協働して様々な取組を行えるよう、開かれた場である必要がある。

さらに、市民とともに博物館活動を推進していくために、常に市民の声を反映させ、特に子どもがより利用しやすいように活動を見直していく必要がある。

(4) 学校教育と連携した博物館

豊富な博物館資料を活用し、実物を用いた教育活動を担うことができるのが博物館の特色である。子どもたちが地域を知る手助けをしていくためにも、新しい博物館は、学校教育と連携し、その需要の掘り起こしに努めるとともに、授業に活用できる展示や、体験学習の充実を図る必要がある。併せて、博物館から学校に出向いて行う講座などの活動を充実していく必要がある。

(5) 災害に強い安全な博物館

小田原は周期的な大地震が想定されている地域であり、博物館は不特定多数の人が集まる施設である。そのため、災害や防犯対策について十分に考慮されなければならない。また、博物館は地域の貴重な資料を守り、未来に伝えていく施設であることから、博物館資料を保全する体制を十分に整えることも重要であり、有事の際には文化財などの救援の拠点となることも求められる。

(6) 情報を集約し発信する博物館

小田原の歴史・文化に関する情報について、新しい博物館に収蔵される博物館資料だけではなく、既存施設で収蔵する博物館資料の情報や地域資源の情報を広く収集し、一元管理していく必要がある。また、博物館資料のデジタル化を推進し、管理する情報を利用者が活用しやすい環境を整えていくことが必要である。併せて収集した情報の活用が図られるよう、積極的な情報発信をしていく必要がある。

(7) 連携の中核となる博物館

新しい博物館は、既存施設間の連携体制の要となり、本市の既存施設の中核としての役割を担っていかなければならない。また、活動面はもとより、既存施設の抱える課題などを補う役割が期待される。

さらに、新しい博物館は市民が地域資源を学ぶ場となるとともに、市外から訪

れる人に地域資源への回遊を促す拠点となる必要がある。

なお、公文書、美術資料など、新しい博物館において主として扱う分野と異なる資料については、今後既存施設などと連携し、その保存の場や活用の方法について検討する必要がある。

4 新しい博物館の活動

(1) 学びを支える・分かち合う —教育・普及—

博物館は生涯学習施設として、様々な資料を用い、利用者の学びを支援する必要がある。そのため、利用者の意向に応え、誰もが博物館を活用できるよう、体験学習や講座などの教育・普及事業の充実を図ることが求められる。

特に子どもたちに対しては、多様な形で学びを支援し、興味を掘り起こすよう働きかけることが必要である。また、学校での教育とも連携できるよう環境整備を行うとともに、学校や教員に対し情報の提供を行う必要がある。

さらに、博物館を積極的に利用することのなかった人々の興味関心を掘り起し、利用につなげる活動をすることも必要である。

そして、現在まで守られてきた地域資源を未来にも継承していくため、地域資源を保存・活用することの重要性を伝えていかなければならない。

(2) みせる・知らせる —展示・情報発信—

小田原を中心とした歴史・文化について、子どもから大人まで誰にとってもわかりやすい展示を行うことが求められる。展示では歴史・考古・民俗の資料を中心に用いつつも、美術資料や自然科学資料など、関連諸学の成果も用い、平板に陥らないものとするべきである。

また、小田原の歴史・文化をたどる常設展のほか、個別にテーマを設けた特別展や企画展などを実施することも必要である。特別展や企画展の開催にあたっては、魅力ある展示とするために、国宝・重要文化財などの展示も視野に入れるべきである。

これらの展示には、最新の調査・研究の成果を反映させ、常設展については定期的な見直しを行う必要がある。

併せて、博物館に蓄積された歴史・文化に関する情報や「小田原の宝」を保存・活用することの重要性について積極的に発信していく必要がある。

(3) 調べる・明らかにする —調査・研究—

博物館は博物館活動の基礎となる、調査・研究活動を充実させ、様々な資料や地域資源の学術的・文化的価値を明らかにするとともに、博物館学的研究も行う

必要がある。また、市民と協働した調査・研究活動や、市民が行った調査・研究成果を蓄積し、教育・普及活動や、展示に生かすことも必要である。

（４）集める・守り伝える ―収集・保存―

小田原を中心として広く関連する地域の歴史・文化を示す博物館資料を積極的に収集し、その保存に努める必要がある。博物館資料については、収集した資料や情報を将来にわたって活用できるようにするため、適正な保存環境を整えらるとともに、災害などに対する備えを十分に行う必要がある。

また、地域資源に関する情報を収集し、市民による地域資源の現地での保存に協力するとともに、誰でも容易に利用できるよう、整理することが必要である。

５ 新しい博物館の施設設備・立地

（１）望ましい施設設備

新しい博物館は、博物館として不可欠な常設展示室や特別展示室、収蔵庫などのほか、市民活動を支え、市民とともに活動する場となるためにも、講堂や体験学習室、会議室、図書室などが必要である。中核としての役割を果たし、回遊の拠点となるためには、地域資源と利用者をつなぐ情報コーナーなども設ける必要がある。そのほかミュージアムショップ、休憩スペースなども備えるべきである。これらの施設設備は、誰にとっても利用しやすいものでなければならない。

また、施設設備については、定期的に利用者のニーズや技術革新を反映させた見直しが必要である。

展示などの面で新しい博物館に求められる活動を担保するためには、博物館法の定める登録博物館としたうえで、文化財保護法の規定に基づく公開承認施設の要件を満たし、国宝・重要文化財も展示できるようにする必要がある。収蔵庫については、将来の需要を考慮して十分な広さを確保し、適正な温湿度の管理がされている環境が必要である。

なお、建物の外観については、立地する地域の周辺環境に配慮した意匠とすべきである。ただし、外観を重視するあまり機能性が損なわれるようなことがあってはならない。

さらに、利用者にとって来館しやすく、学校教育との連携を推進するためにも、バスが駐車できる十分な広さをもった駐車場が必要である。

（２）望ましい立地

新しい博物館の立地は、施設が備える機能を前提に必要な規模が求められるが、誰もが利用しやすい環境であるという点が重要である。

立地の選定にあたっては、新しい博物館の方向性や活動、利用者・周辺施設や環境への配慮、将来の増改築や活動を見越した余地、地震・津波などの災害への備えを考慮する必要がある。

とりわけ、既存施設を含めた様々な地域資源への回遊を促すためにも、地域的にかたよらず、交通の利便性を十分に考慮すべきである。こうしたことから、新しい博物館の主要テーマとも深く関わり、既存施設を含めた様々な地域資源が集中し、交通の利便性がよい小田原城址公園周辺が候補として考えうる。

6 新しい博物館の運営

(1) 管理運営の基本方針

博物館の運営においては、日常的な博物館資料の管理や施設設備のメンテナンス、定期的な施設および資料の燻蒸などのため、必要な休館日を設定する。

誰でも利用しやすい博物館とするため、入館料については原則的には徴収しない、あるいは可能な限り低廉な額に設定されるべきである。

(2) 運営主体

博物館の運営においては、博物館資料の管理や調査・研究を含め、長期的な視点に立った継続的な活動が求められる。また、市民とともに活動し、積極的に活用される博物館を目指すためにも継続性の確保が重要である。

したがって、指定管理者制度の導入によって、参入業者が短期間にたびたび変更されることは望ましくない。そのため、館の運営は本市の直営とすべきである。

7 新しい博物館の組織

(1) 職員の体制

新しい博物館は、本市の博物館機能の中核を担う施設であることから、その組織も登録博物館の条件と博物館の設置及び運営上の望ましい基準に沿うべきである。また、職員は既存施設間の連携を推進するための職務を行うことも求められる。

新しい博物館の方向性と活動を実現するためには、十分な数の専門性を有する学芸員を任用する必要がある。特に博物館を市民の学習拠点とし、市民との連携や協働で活動を進めるためには、各種関連事業を企画し、市民の学習活動を支援する教育・普及を担当する学芸員の配置に留意するべきである。

(2) 博物館協議会の設置

利用しやすい施設であるために、外部より運営に関する客観的な意見を得る

場を定期的に設けることが必要である。

博物館の整備にあたっては、郷土文化館に設置されている「小田原市郷土文化館協議会」を継承する形で、博物館協議会を設置し、博物館の運営などについて協議・審議するとともに、これに関し有効な助言などを得る体制を整えることが求められる。

おわりに

本答申では「小田原市博物館基本構想」として、新しい博物館の整備を中心に、そのあり方を述べてきた。

今後、新しい博物館の整備を見据え、既存施設では博物館資料の収集活動や、調査・研究などの充実を図り、博物館資料の保存・活用を図ることが必要となる。

そして、本構想が本市の教育、文化行政はもとより、まちづくりなど、様々な場で生かされることを希望する。先人から受け継がれ、現在も生み出されている多様な博物館資料・地域資源が、まちをまるごと博物館として機能させることで、守り伝えられ、将来にわたり市民に有効活用されることが望まれる。

新しい博物館が整備されるまでの間は、既存施設を含めた様々な地域資源への回遊を促す取組などを先行して行い、まちをまるごと博物館ととらえた取組を推進していく必要がある。

今後、市民との協働や既存施設間の連携を進め、より効果的な活動を進める一方で、こうした活動の拠点となるべき新しい博物館の整備については、一日も早く実現されるべきである。このためには、早い段階で専任職員を配置した博物館準備室などを設けるといった具体化に向けての早急な対応を求めたい。

参考資料

1	小田原市博物館構想策定委員会規則	・ ・ ・ ・ ・	1
2	小田原市博物館構想策定委員会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	2
3	小田原市博物館構想策定委員会の検討経過	・ ・ ・ ・ ・	3
4	博物館法	・ ・ ・ ・ ・	4
5	博物館の設置及び運営上の望ましい基準	・ ・ ・ ・ ・	13
6	重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開 に係る博物館その他の施設の承認に関する規程	・ ・ ・ ・ ・	16

1 小田原市博物館構想策定委員会規則

平成26年3月31日小田原市教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市博物館構想策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、博物館構想の策定に関する事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第6条 委員会に部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
 - 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の事務は、文化部生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 小田原市博物館構想策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	職 業 等	区 分	専 門 分 野	備 考
委 員 長	矢 島 國 雄	明 治 大 学 教 授	学識経験者	博 物 館 学	
副委員長	相 澤 正 彦	成 城 大 学 教 授	〃	美 術 史 学 (絵 画)	
委 員	石 原 一 則	学 習 院 大 学 非 常 勤 講 師	〃	ア ー カ イ ブ ズ 学	任 期 : 28 年 3 月 8 日 まで
〃	井 上 弘	熱 海 市 立 第 一 小 学 校 長	〃	歴 史 学 (現 代 史)	
〃	吉 良 芳 恵	日 本 女 子 大 学 教 授	〃	歴 史 学 (近 代 史)	
〃	田 尾 誠 敏	東 海 大 学 非 常 勤 講 師	〃	考 古 学	
〃	鳥 居 和 郎	県 立 歴 史 博 物 館 学 芸 員	〃	歴 史 学 (中 世 史)	
〃	中 村 ひ ろ 子	元 ・ 神 奈 川 大 学 大 学 院 特 任 教 授	〃	民 俗 学	

※ 五十音順

任 期 : 平 成 2 6 年 8 月 1 日 ~ 2 8 年 7 月 3 1 日

3 小田原市博物館構想策定委員会の検討経過

年 度	概 要
26	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回 8月20日 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付、正副委員長の選任。 ・検討の内容と今後の日程について確認。 ● 第2回 11月24日 <ul style="list-style-type: none"> ・資料を所蔵する各施設の現状等について確認。 ・本市にふさわしい博物館のあり方について検討。 ● 第3回 3月18日 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会からの諮問書の受領。 ・資料を所蔵する各施設の現状と今後の考え方等について確認。 ・小田原市博物館基本構想の全体構成について検討。
27	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回 6月1日 <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市博物館基本構想の内、博物館整備の背景と目的、博物館の性格等について検討。 ● 第5回 9月3日 <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市博物館基本構想の内、博物館の機能・活動、施設・立地等について検討。 ● 第6回 12月6日 <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市博物館基本構想答申提出までの日程について確認。 ・小田原市博物館基本構想の内、基本的な考え方と目指す姿、新しい博物館の方向性等について検討。 ● 第7回 1月26日 <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市博物館基本構想文案の前半部分について検討。
28	<ul style="list-style-type: none"> ● 第8回 4月25日 <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市博物館基本構想文案の後半部分について検討。 ● 第9回 6月12日 <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市博物館基本構想文案の全体について確認。

4 博物館法

発 令：昭和26年12月1日法律第285号
最終改正：平成26年6月4日法律第51号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

(博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
 - 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
 - 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
 - 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
 - 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 - 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
 - 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
 - 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
 - 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
 - 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

第四条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
 - 二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
 - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者は、学芸員補となる資格を有する。

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

第二章 登録

(登録)

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所
 - 二 名称
 - 三 所在地
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面
 - 二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

(登録要件の審査)

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に

係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(登録事項等の変更)

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

(登録の取消)

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまづ消さなければならない。

(規則への委任)

第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第十七条 削除〔平成十一年七月法律八七号〕

第三章 公立博物館

(設置)

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備

に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条 削除〔昭和三四年四月法律一五八号〕

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。

二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十七条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十八条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 第六条に規定する者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校専修科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

附 則〔昭和二七年八月一四日法律第三〇五号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔昭和二八年一月政令八号により、昭和二八・二・一三から施行〕

附 則〔昭和二八年八月一五日法律第二一三号〕

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。〔後略〕

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手

続は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

- 3 この法律施行の際従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基づいて置かれたものとみなす。

附 則〔昭和三〇年七月二二日法律第八一号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 改正前の博物館法（以下「旧法」という。）第五条第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者は、改正後の博物館法（以下「新法」という。）第五条の規定にかかわらず、学芸員となる資格を有するものとする。
- 3 旧法附則第六項の規定により人文科学学芸員又は自然科学学芸員となる資格を有していた者は、新法第五条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年間は、学芸員となる資格を有するものとする。
- 4 新法第五条第二号の学芸員補の職には、旧法附則第四項に規定する学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を含むものとする。

附 則〔昭和三一年六月三〇日法律第一六三号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和三四年四月三〇日法律第一五八号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四六年六月一日法律第九六号抄〕

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

- 5 この法律の施行前に第十三条の規定による改正前の博物館法第二十九条の規定により文部大臣がした指定は、第十三条の規定による改正後の博物館法第二十九条の規定により文部大臣又は都道府県の教育委員会がした指定とみなす。

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第七八号〕

- 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔昭和六一年一二月四日法律第九三号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。〔後略〕

(政令への委任)

- 第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成三年四月二日法律第二三号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成三年四月二日法律第二五号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則〔平成五年十一月二日法律第八九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日〔平成六年一〇月一日〕から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成十一年七月一六日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後

のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成十一年一月二日法律第二二〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成十三年七月一日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕附則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一九年六月二七日法律第九六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一月二日政令三六二号により、平成一九・一二・二六から施行〕

附 則〔平成二〇年六月一日法律第五九号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕第十七条から第十九条まで〔中略〕の規定 平成二十四年四月一日

三～六 〔略〕

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二六年六月四日法律第五一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。〔後略〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

5 博物館の設置及び運営上の望ましい基準

発 令：平成23年12月20日 文部科学省告示第165号

(趣旨)

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(博物館の設置等)

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画)

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(運営の状況に関する点検及び評価等)

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

(資料の収集、保管、展示等)

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

- 6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

(展示方法等)

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

- 2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。
 - 二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。
 - 三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究)

第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。
- 二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力をを行うこと。
- 三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等)

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
 - 二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
- 2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

- 2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力を努めるものとする。

- 2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

- 2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。
- 3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

第十四条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

- 2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

- 一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備
- 二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備
- 三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

- 2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

6 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程

発 令：平成8年8月2日文化庁告示第9号

最終改正：平成8年8月30日文化庁告示第12号

(趣旨)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第五十三条第一項ただし書の規定に基づく公開承認施設の承認に関しては、この規程の定めるところによる。

(承認)

第二条 文化庁長官は、重要文化財の公開の促進を図るため、公開承認施設として適当と認められる博物館その他の施設(以下「博物館等の施設」という。)を承認する。

2 前項の承認(以下「承認」という。)には、届出により公開を行うことができる重要文化財の種別を付すことができる。

3 承認は、当該承認のあった日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

(承認の基準)

第三条 承認の基準は、次のとおりとする。

一 博物館等の施設の設置者が、重要文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 重要文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。

ロ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第五条第一項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が二名以上置かれていること。

ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

三 博物館等の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

イ 建物が、耐火耐震構造であること。

ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。

ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。

ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。

ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。

ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設(商業施設を除く。)と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。

ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶(非常口を除く。)していること。

四 博物館等の施設において、承認の申請前五年間に、法第五十三条第一項に基づく重要文化財の公開を適切に三回以上行った実績があること。

(承認の申請)

第四条 承認を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第五号に掲げる書類を添付しないことができる。

一 博物館等の施設の設置に関する規約

二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類

三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類

四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類

五 申請日の属する事業年度の直前三年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類

六 申請日の属する事業年度の直前三年間の事業の実施状況

七 申請前五年間に行われた重要文化財の公開状況

八 その他参考となる書類

2 前項第五号及び第六号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。

(変更の承認等)

第五条 公開承認施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修等を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2 公開承認施設の設置者は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる書類の内容に変更があったとき又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更の内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から二週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

(災害及び事故の書類の提出)

第六条 公開承認施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害にあったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要文化財が盗難、き損等の事故にあったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から十日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第七条 文化庁長官は、公開承認施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- 一 第三条に規定する承認の基準に適合しなくなったとき。
- 二 第五条第一項の規定により文化庁長官の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。
- 三 第五条第二項及び第六条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠ったとき。

前 文〔抄〕〔平成八年八月三〇日文化庁告示第一二号〕

平成八年十月一日から施行する。

小田原市社会教育委員会議 様

小田原市教育委員会

地域における学びの場のあり方について（諮問）

社会教育法(昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号)第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項 地域における学びの場のあり方

2 諮問理由 本市の学習施設は、利用者のニーズや利用形態に変化が生じていることや、老朽化及び耐震対策の必要性から財政的な負担の増加が見込まれていることから、長年そのあり方の検討が図られてきました。

平成 9 年には、地域センター地域別建設計画において、生涯学習センター分館について地域センターへの機能移行による廃止が計画されましたが、平成 19 年以降その推進は見送られています。

一方、現在は、連合自治会エリアを想定した地域活動拠点の整備について新たに検討を進めており、これに伴い、学習施設のあり方についての見直しが迫られています。

このような状況の中、平成 26 年 3 月社会教育委員会議答申「小田原市の社会教育・生涯学習のあり方」において求められた「まちじゅうに広がる学び」、「小田原の宝を生かす学び」を実現するため、地域における学びの場がどうあるべきか、意見を求めるものです。

(文化部生涯学習課)

地域における学びの場のあり方について（答申）

平成28年7月

小田原市社会教育委員会議

はじめに

小田原市の社会教育関連施設は、利用者のニーズの変化や施設の老朽化等に伴い、長年にわたりそのあり方について検討が行われてきた。現在、市において、社会教育関連施設を含む地域の公共施設のあり方について検討が進められている中、小田原市社会教育委員会議は、平成26年8月18日に「地域における学びの場のあり方について」の諮問を受けた。

本市では、長年、自治会をはじめとする地域団体を中心に、住民主体のさまざまな学びが行われてきた。そして、学びによって得られた知識や経験、また、学び合いにより築かれた人々のつながりや共助の関係が、多岐にわたる地域課題の解決等に寄与し、まちづくりを支えてきた。

これらまちづくりを支えてきた学びは、地域で運営されている地区公民館や公共の生涯学習センターなどの施設の中に限らず、防災や福祉をはじめとするさまざまな地域活動を通しても行われており、こうした「場」が、地域における学びの充実に大きな役割を果たしてきた。

そこで、本答申では、「学び」を机上の学習だけでなく、人と人とのつながりづくりやまちづくりのための活動、地域の住民同士の共同作業等も含め広く捉えることとした。また、学びの「場」についても、施設等の物理的なスペースにとどめず、地域で行われる活動や人と人とが接する機会等も含むものと捉えることとした。

しかしながら、現在、地域においては、社会教育関連施設の老朽化や、住民の地域活動への参加の機会の減少、人間関係の希薄化等のさまざまな課題が生じている。

本答申は、こうした現状を鑑み、平成26年3月社会教育委員会議答申「小田原市の社会教育・生涯学習のあり方」に掲げられている社会教育・生涯学習振興のための視点「学習意欲を喚起する」「学習へのアクセスを広げる」「郷土愛を育てる」「公共心を養う」「次世代を育成する」を踏まえ、地域における学びの場の充実に向けたあり方を探った。

平成28年7月

1 地域における学びの場を取り巻く現状

(1) 地区公民館の現状

地区公民館は、日常生活の中で気軽に集まることのできる場として、自治会により建設・運営されている。その数は、131館に及び、253（平成28年4月現在）の自治会中180の自治会が所有している。そこでは、絵画、書、写真、手芸、舞踊、民謡、カラオケ等のサークル活動や、スポーツ、祭り、子ども会・老人クラブの集まり、清掃・防災・防犯活動等が、長く住民主体で行われてきた。また、伝統文化や民俗芸能で使用する貴重な道具や衣装などを有している。こうした地区公民館の活動は、地域における学びの場の中心として、まちづくりに寄与し、本市の大きな特徴となっている。

昭和30年代から50年代にかけて建てられたものが多いため、多くの館で建物の老朽化やバリアフリー等の課題を抱えているほか、地区によっては活動内容に差が生じている。

(2) 公共の社会教育関連施設の現状

地域における公共の社会教育関連施設は、生涯学習センター、地域センター、図書施設、学校施設の開放を行う学校等があり、それぞれの設置目的に沿って地域の学びを支えてきた。

生涯学習センターは、本館、分館5館、国府津学習館であり、地域の団体や自治会の打合せ等、多目的な利用での需要が多い。分館5館は、町村合併に伴う旧役場施設を利用しているため、設備が整っていないうえ、市域に適正に配置されているとはいえない。また、多くの施設が老朽化や耐震化等の問題を抱えるが、財政状況等から即時の解決は難しい状況にある。

地域センターは、3館あり、館によって設備は異なるが、会議室、調理室、和室、図書室等一定の学習機能を有しているマロニエをはじめとして、市民の多様なニーズに応じている。

図書施設は、かもめ図書館と市立図書館のほか、支所に併設された分館4館と、生涯学習センター、地域センター、尊徳記念館に図書室6室が設置されている。図書館分館4館は、生涯学習センター分館と同様、町村合併に伴う旧役場施設を利用した施設である。

学校施設の開放を行う学校は、小中学校の教室や体育館を、学校の運営に支障のない範囲で開放している。そのうち、社会教育開放は小学校6校と中学校1校で、スポーツ開放は全小中学校で体育館が、小中学校各2校で運動場が開放されている。

(3) 「キャンパスおだわら」を中心とした生涯学習施策

本市では、学習講座に限らず、学びの要素を含むあらゆる活動・イベント等を学びの場と捉え、それらの情報を収集・一元化して発信することで、「だれもが、いつでも、どこでも、なんでも」学ぶことができる「キャンパスおだわら」を開設し、市民主体の生涯学習活動に取り組んでいる。

現在、生涯学習センター本館に設置された事務局において、市民団体が中心となって、市

全域の生涯学習情報の収集・発信等が行われており、今後、「キャンパスおだわら」の理念の地域への浸透が期待される。

(4) 「地域コミュニティ組織」によるまちづくり

本市では、長年、自治会をはじめとするさまざまな地域団体により、活発な地域活動が行われ、地域におけるまちづくりが行われてきた。しかし、少子高齢化、小世帯化、人口減少、空家の増加、近隣関係の希薄化等、今後の地域を取り巻く環境の変化に対応できる持続可能な地域社会を構築するための新たな取組として、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地区公民館、PTA等の各種団体で構成される「地域コミュニティ組織」が市内26地区、全ての自治会連合会区域で設立され、地域別計画に掲げた目標を実現するため、地域住民自らによる課題解決に向けた取組が進められている。

今後、各種団体間の情報交換、連携の充実や、地域活動の場の整備、活動する人材の育成等が必要になるとと思われる。

2 今後の地域に必要な学びの場の考え方

人と人とがつながり、学び合うことで、地域への愛着が深まり、地域の大切さを意識し合えるような学びの場づくりが必要である。

(1) 人と人とがつながる身近な場

誰もがいつでも気軽に利用でき、地域の伝統芸能やレクリエーションなどが行われるような、人と人とがつながる身近な縁側的な場があることで、人々が互いに交流し、学び合い、教え合い、個人の成長のみならず、顔の見える関係が築かれ、地域のつながりを強めることができる。また、地域のために自分が働く、学びで得た成果を地域に生かすといった、公共心や共助の意識を育てることにもつながる。

(2) 多様な学びができる場

スポーツや工作、実習、調理等、さまざまな活動ができたり、学習成果の発表や複数の自治会が利用できるなど、多様な目的に使用できる場があることで、人々が学びへの意欲を高め、さまざまな学びで得た成果を自己実現や地域の課題解決に生かすことができる。

(3) 市民主体の学びを支える場

学習講座に限らず、学びの要素を含むあらゆる活動やイベント等の学びの情報を収集・一元化し、地域の人々へ発信する機能があることで、また、そこに地域における学びをコーディネートする機能を持たせることにより、市民主体の学びを支えることができる。

(4) 人や活動をつなげる場

ラウンドテーブルのように、さまざまな個人や団体が、活動内容や世代を超えて対等な立場で課題を共有し、情報を交換し合うことができる場があることで、「地域コミュニティ組織」の活動のような個々に活動している個人や団体の連携を促すことができる。

3 地域における学びを推進するための仕掛け

引き続き地区公民館が地域における学びの場の中心となっていくこと、また、公共施設の統合・縮小が考えられる中で、今後も学びの場を確保・充実させていくためには、次のような仕掛け、特に地域と学校との連携が必要になってくる。

(1) 地区公民館への支援

人と人がつながる身近な場として、今後も地域住民が気軽に集まり、学び合える場である地区公民館を存続させることが必要である。そのためには、現在、行政が行っている建物修繕や活動に対する補助金、公民館長の育成支援等を継続するとともに、より効果的な支援をしていくべきである。

また、地区公民館における活動が、純粋に「楽しい」「やりがいがある」と感じられ、地域活動のための活動費が確保できるなど活動の成果が得られ、「学びに目を向ける」きっかけとなるように展開されることも重要である。そうした活動が展開されるためには、各自治会や公民館による事例の紹介や成果を発表する場を設けていくことが必要である。

(2) 公共施設の多目的利用の推進

人口減少や財政状況等により、今後、市の施設が全体的に縮小傾向に進んでいくことも考えられる中で、地域の中に多様な学びができる場を確保していくことが重要である。そのためには、福祉や防災関係施設等の設置目的にとらわれない柔軟な運営や、企業・大学等の民間施設の一般利用を促し、地域内の各施設が設備や機能面で補完し合えるような状況を整える必要がある。

とりわけ、福祉や防災関係施設の生涯学習目的での利用を促すことは、福祉、防災、子育てといったまちづくりの普遍的な課題解決につながる学びが展開されることが期待され、重視する必要がある。

(3) 学びのコーディネート機能の強化

地域の学びの情報を収集・一元化し、発信するために必要なコーディネート機能は、現在、地区公民館や自治会等が担っている。今後、学びのコーディネート機能をさらに強化していくためには、こうした組織と、生涯学習センター本館を中心に展開されているキャンパスお

だわら事業との連携を深めていくことが必要である。

また、学びのコーディネート機能の強化のために、長期的な人材育成などの行政による学びをサポートする取組も必要である。そして、その取組は、行政内において各部局を超えて横断的・総合的に連携して取り組むことが重要である。

(4) 学びの拠点機能の整備、地区公民館・学校等との連携

さまざまな個人や団体が課題を共有し、情報を交換し合うことができる場を設けるためには、拠点となる機能を整備していく必要がある。さらには、昨年、国の中央教育審議会答申においても学校と地域の連携・協働のあり方が示されたところであり、今後、地域の中で、さらなる学びの場の充実、持続性を目指していくことが重要である。そのためには、自治会単位に存在する身近な地区公民館と、ほぼ26地区の自治会連合会区域に配置されている学校とが連携すべきである。そうした連携を図ることにより、学校というさまざまな機能を有している施設が地域の拠点となり、家庭・地域・学校が連携・協働して地域の課題解決に取り組んだり、世代間の交流や地域での多様な知識・経験を持つ人材を生かしたりする学びが可能となる。そして、地区公民館と学校との連携を推進するためには、その連携をコーディネートする人材の育成支援が必要である。

また、地域と学校等との連携のためには、行政においても、各部局を超えて横断的・総合的に連携し、人材育成等を推進していくという意識や視点が必要である。

おわりに

本答申は、地域において、社会教育関連施設の老朽化や、住民の地域活動への参加の機会の減少、地域における人間関係の希薄化等のさまざまな課題が生じている中、今後も、まちづくりの推進に不可欠な地域における学びが充実していくよう、学びの場のあり方を探った。特に、社会教育関連施設が統合・縮小傾向に進む可能性と、地域コミュニティ組織によるまちづくりという新たな取組が始まっていることを視野に入れ、学びの場の確保・充実に向けた仕掛けを示した。

今後、地域の中で人と人とが寄り集まることができる縁側的な場やさまざまな活動ができるような場を学びの場として確保していくことが必要であり、そうすることにより、地域に対する愛着も生まれる。

また、地域の中で、さらなる学びの場の充実、持続性を目指していくためには、地域住民にとって身近な学校が、地域の学びの場の中心となるよう、地域と行政とが一体となって取り組んでいくことが必要である。

本答申が、本市の第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」で掲げられている「希望と活力あふれる小田原」の一助となり、また、本市独自の生涯学習施策であるキャンパスおだわらを中心とした地域における生涯学習としての一つの指針となることを望む。

参 考

1 . 協議日程

平成 26 年 8 月 18 日	社会教育委員会議
平成 26 年 11 月 17 日	” (施設の視察を含む)
平成 27 年 2 月 17 日	”
平成 27 年 5 月 22 日	”
平成 27 年 8 月 20 日	”
平成 27 年 11 月 11 日	”
平成 28 年 2 月 16 日	”
平成 28 年 7 月 11 日	”

2 . 委員名簿

議 長	木村 秀昭 (小田原市自治会総連合会長)
副議長	中村 香 (玉川大学教授)
委 員	有賀 かおる (公募)
”	石井 政道 (小田原市立鴨宮中学校長)(~平成 27 年 3 月)
”	荻野 淳一 (小田原市立山王小学校長)(~平成 28 年 3 月)
”	角田 よう (公益財団法人小田原市体育協会副会長)
”	佐久間 寿美江 (株式会社研修屋代表取締役社長)
”	笹井 宏益 (国立教育政策研究所総括客員研究員)
”	高橋 文明 (小田原児童相談所長)(~平成 28 年 3 月)
”	土田 寛仁 (小田原市青少年健全育成連絡協議会会員)
”	長峯 信哉 (小田原市立酒匂中学校長)(平成 28 年 4 月 ~)
”	西村 泰和 (小田原市立白山中学校長)(平成 27 年 4 月 ~平成 28 年 3 月)
”	浜田 尚樹 (小田原児童相談所長)(平成 28 年 4 月 ~)
”	深野 彰 (公募)
”	益田 麻衣子 (小田原市 P T A 連絡協議会顧問)
”	宮内 守 (小田原市立桜井小学校長)(平成 28 年 4 月 ~)
”	山本 俊夫 (小田原市立久野小学校長)(~平成 27 年 3 月)

任期 平成 26 年 8 月 1 日 ~平成 28 年 7 月 31 日

職名は、在任委員は平成 28 年 7 月現在、その他は、在任当時のもの。

平成28年5月臨時会並びに6月定例会日程（案）

- 1 5月臨時会予定 [5月24日(火)・1日間] [市長選投票日 5月15日(日)]
- ・ 告示 5月17日(火)
 - ・ 議会運営委員会予定 5月17日(火) 午前10時
- 2 6月定例会予定 [6月8日(水)～28日(火)・21日間]
- ・ 告示 6月1日(水)
 - ・ 議会運営委員会予定 6月1日(水) 午前10時

平成28年6月定例会日程（案）

第1日目	6月8日	水	補正予算並びにその他議案一括上程・提案説明
第2日目	6月9日	木	(休会) 議案関連質疑通告締切 正午 一般質問通告締切 午後3時
第3日目	6月10日	金	(休会)
第4日目	6月11日	(土)	(休会)
第5日目	6月12日	(日)	(休会)
第6日目	6月13日	月	(休会)
第7日目	6月14日	火	質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託
第8日目	6月15日	水	総務常任委員会
第9日目	6月16日	木	厚生文教常任委員会
第10日目	6月17日	金	建設経済常任委員会
第11日目	6月18日	(土)	(休会)
第12日目	6月19日	(日)	(休会)
第13日目	6月20日	月	(休会)
第14日目	6月21日	火	(休会) (委員長報告書検討日)
第15日目	6月22日	水	各常任委員長審査報告、採決 請願・陳情審査結果報告、採決 一般質問
第16日目	6月23日	木	一般質問
第17日目	6月24日	金	一般質問
第18日目	6月25日	(土)	(休会)
第19日目	6月26日	(日)	(休会)
第20日目	6月27日	月	一般質問
第21日目	6月28日	火	一般質問

厚生文教常任委員会（教育部・文化部）

平成28年6月16日実施

1 議題

- (9) 陳情第66号 教職員定数の抜本的な改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択についての陳情書

2 所管事務調査

(1) 報告事項

- カ 平成27年度（平成26年度分）教育委員会事務の点検・評価について

3 追加議案

- (2) 議案第72号 工事請負契約の変更について（小田原市生涯学習センター本館耐震改修工事）



田原市議会議長 武松 忠 様

教職員定数の抜本的な改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、
2017 年度政府予算に係る意見書採択についての陳情書

<陳情趣旨・理由>

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、教職員定数を抜本的に改善する必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など児童・生徒指導に関わる問題は喫緊の課題です。こうしたことの解決にむけて、抜本的で計画的な教職員定数改善が必要です。

一方、義務教育費国庫負担制度の負担割合は 3 分の 1 となっており、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2017 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

記

1. 教育に関わる財政支出を OECD 諸国並みとし、抜本的な教職員定数改善を計画的に行うこと。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 とすること。

陳情者住所 小田原市扇町 5 丁目 17 番 12 号
名称 西湘地区教職員組合
代表者氏名 執行委員長 関口 清



質問順13	2番	神永四郎
-------	----	------

- 1 総合教育会議について
 - (1) 総合教育会議の目的について
 - (2) 小田原市教育大綱策定のねらい、特徴について
 - (3) 進行管理について
- 2 放課後児童クラブについて
 - (1) 各クラブの運営状況について
 - ア 施設・設備の整備状況や指導員数について
 - イ 運営上の課題とその解決策について
 - ウ 指導員から寄せられている意見・要望とその対応について
 - (2) 更なる発展に向けて
 - ア 土曜・夏休み等、遊びを取り入れた体力づくりの推進について
 - イ 放課後子ども教室との連携について
- 3 放課後子ども教室について
 - (1) 現在の取組状況について
 - (2) モデル校から得られた成果と課題等について
 - (3) 今後の拡大・発展に向けての取組について
 - (4) 放課後児童クラブとの連携について

*一般質問（教育部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
神永 四郎	総合教育会議について	市長	総合教育会議の目的について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長と教育委員から構成される会議であり、市長が招集し、市長と教育委員会とが教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたることを目指している。 ・このことから、本市の教育について、教育委員会だけでなく、市長部局の施策も含め、総合的に協議・調整することが可能となった。 ・総合教育会議で協議・調整する主な内容は、教育大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置などとなっている。
		市長	小田原市教育大綱の策定のねらいや、特徴について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育大綱は、国の「教育振興基本計画」及び本市の「学校教育振興基本計画」を踏まえ、教育の目的や施策の根本的な方針などを検討し、定めたものである。 ・策定にあたっては、豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に生かし、小田原ならではの教育スタイルを確立したいという思いがある。 ・特徴としては、目指す姿として、教育を「大きな木」にたとえ、小田原に住むひとびと、地域、様々なコミュニティといった豊かな土壌に、深く広く根を張り、子どもたちがたくましく伸びやかに育ち、「生き抜く力」を身につけることを目指している。 ・また、平成19年1月に取りまとめた「おだわらっ子の約束」に着目し、各家庭において「わが家の行動目標」を話し合ってもらう機会を提供するなど、家庭教育の重要性についても盛り込んでいることも、大きな特徴として認識している。
		市長	教育大綱の進行状況について、年度ごとの点検・評価も必要と考えるが、今後、どのような見直しを行っていくのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育大綱そのものは、教育の目的や施策の根本的な方針を示すものであり、詳細な施策を定めるものではない。 ・今回の教育大綱を反映した具体的な施策については、今年度から策定準備に入る次期の「小田原市学校教育振興基本計画」に位置付け、この計画の点検・評価を行うことで、進行管理を行っていくものと考えている。 ・教育大綱の見直しについては、4年後の作業となるが、その時点での社会情勢や教育を取り巻く環境等を考慮し、総合教育会議において、教育委員と協議を進めながら、取り組む予定である。
	放課後子ども教室について	教育長	放課後子ども教室の現在の取組状況について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度、学習支援を主体としたモデル校として、酒匂小学校に開設したが、今年度は、三の丸小学校、久野小学校、報徳小学校の3校で取り組むこととした。 ・久野小学校では既に開設の運びとなっており、残り2校についても、順次、開設していく予定である。 ・実施目的や開設場所、開催回数、想定人数などについては、昨年度から学校と協議の上、決定しており、三の丸小学校では放課後児童クラブの児童を対象とした学習支援を、久野小学校では中一ギャップ解消のための中高学年を対象とした学習支援を、報徳小学校では低学年を中心とした体験活動を中心に、それぞれ実施してまいりたいと考えている。
		教育長	モデル校から得られた成果と課題等について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は、酒匂小学校をモデル校として、主に低学年の児童を対象に週3回、放課後から午後4時まで、放課後子ども教室を実施した。 ・実施にあたっては、学習習慣を身に付けることをひとつの目標とし、退職教員に学習アドバイザーをお願いし、宿題やプリント、音読、読み聞かせ、読書などを行った。 ・また、体験活動として、コーディネーターが立案した体操教室やお話し会、地域の高齢者との交流会、紙芝居や手品などのお楽しみ会なども実施した。成果としては、80人を超える児童の登録があり、毎回、40人程度の児童が楽しく参加している。当初は、参加人数が多く混乱もあったが、秋ごろには教室に来ると学習する態勢が取れるようになり、学習習慣を身に付けることが出来てきた。 ・課題としては、学習アドバイザーやコーディネーターなどの人材確保が難しいことや、学校や放課後児童クラブとの更なる情報交換や連携等が挙げられる。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要																								
神永 四郎	放課後子ども教室について	教育長	今後の拡大・発展に向けての取組について伺う。	<p>・現在、モデル校として実施している放課後子ども教室のノウハウや課題をふまえ、実施方式をいくつかのタイプに分類・整理したうえで、各学校の方針や規模などの実情に合わせ、平成31年度を目途に小学校全般に拡充したいと考えている。</p> <table border="0"> <tr> <td>年度</td> <td>開設校数</td> <td>実施校</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>1校</td> <td>片浦小</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>1校</td> <td>酒匂小</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>3校</td> <td>三の丸小、久野小、報徳小</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>6校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>7校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31年度</td> <td>7校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25校</td> <td></td> </tr> </table>	年度	開設校数	実施校	24年度	1校	片浦小	27年度	1校	酒匂小	28年度	3校	三の丸小、久野小、報徳小	29年度	6校		30年度	7校		31年度	7校		合計	25校	
		年度	開設校数	実施校																								
24年度	1校	片浦小																										
27年度	1校	酒匂小																										
28年度	3校	三の丸小、久野小、報徳小																										
29年度	6校																											
30年度	7校																											
31年度	7校																											
合計	25校																											
教育長	放課後児童クラブとの連携について伺う。	<p>・市長からの答弁があったように、それぞれの事業の目的や性格、運営形態などは異なっているものの、両事業が連携することにより、学習支援や体験活動の場として活用することが可能となり、子どもたちの居場所での過ごし方について多様化が図られ、より有意義な時間が過ごせるものと考えている。</p>																										

質問順 3 15番 神戸秀典

- 2 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想について
(1) 小田原城跡の史跡整備について

質問順 7 3番 井上昌彦

- 2 小田原市博物館構想について
(1) 新しい博物館の分野と機能について
(2) フィールドミュージアムについて

質問順18 5番 鈴木和宏

- 1 尊徳記念館の利活用について
(1) 尊徳記念館の位置付けについて
(2) 展示施設としての改善について
(3) 今後のセールスプロモーションについて

質問順19 26番 加藤仁司

- 2 図書館について
(1) ツインライブラリー構想について
(2) お城通り地区再開発事業における広域交流施設への図書館設置について
(3) 開館より22年経過した「かもめ図書館」の施設の状況について

*一般質問（文化部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
誠風 神戸議員	小田原城跡の史跡整備について	市長	史跡についての効果的な情報を発信していくべきと考えるが、どのような取り組みが必要と考えているか。	国指定史跡小田原城跡は、本市にとって重要な文化遺産であり、史跡の歴史的価値を伝えられるよう整備・活用を図っていききたい。 天守閣のリニューアルでは、最新の調査成果を展示に盛り込むなど、公開に努めている。 史跡小田原城跡は市の観光資源としても中心的な存在であり、多くのテレビ番組でも取り上げられていることから、今後も積極的な情報発信を行っていききたい。
		市長	御用米曲輪の整備や日本たばこ産業株式会社跡地の取得などを進めているが、今後の史跡整備の取り組みについて伺う。	史跡小田原城跡本丸・二の丸については、「本丸・二の丸整備基本構想」に基づき史跡整備を進めている。 御用米曲輪については、江戸時代の米蔵跡の整備を行うとともに小田原北条氏時代の重要な遺構をどのように保存・整備するかを検討し、平成32年度の一部開放を目指していく考えである。 日本たばこ産業(株)の跡地については、史跡としての景観にふさわしい形の整備に早期に着手していききたい。
		市長	史跡小田原城跡本丸・二の丸の史跡整備の検討の際に、莫大な予算を必要とする解体・移転を行うのではなく、リノベーションも含め、既存建物を有効活用した整備計画を策定すべきだと思うが、市長の考えを伺う。	史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想では、史跡の保存と活用の妨げになる施設の史跡外への移転を位置づけている。 ただし、歴史見聞館や観光課城址公園事務所などについては、史跡の保存・活用に資する施設として、現地での活用を図っていく考えである。 現在見直しを進めている基本構想で位置付けられるよう文化庁など関係機関との調整に取り組んでまいりたい。
創政会 井上議員	小田原市博物館構想について	市長	新しい博物館の分野と機能について伺う。	策定中の博物館基本構想では、新しい博物館について、本市の特性を踏まえ、歴史・考古・民俗の分野を主体とする歴史系の博物館とする方向で検討を進めている。機能については、これまで郷土文化館が担ってきた役割を継承するとともに、松永記念館や尊徳記念館などの既存施設や、地域に点在する有形無形の文化財などの豊富な地域資源をつなぐ中核施設とする方向で検討を進めている。
		市長	エコミュージアムとフィールドミュージアムの違いについて伺う。	エコミュージアムは、地域にある自然や歴史文化、住民との関わりなど、環境の総体を博物館資源と捉える考え方である。フィールドミュージアムもその形態の一つとされ、基本的な理念は同じであると考えている。本市におけるフィールドミュージアムの考え方は、まちをまるごと博物館と見立て、歴史や文化を主体とした、施設には収まらない豊富な地域資源を、磨き、つなぎ、魅力を発信することをイメージしている。具体的なイメージとしては、地域資源について、掘起しやコース設定、マップ作成などにより、回遊を促す取組を想定している。こうした取組により、地域資源への回遊性が高まり、市民自らが地域資源を守り伝える活動につながることで、本市の文化観光が推進されるものと期待している。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
誠風 鈴木(和) 議員	尊徳記念館の 利活用について	市長	尊徳記念館の位置付けについて伺う。	市内外の方々に郷土の偉人、二宮尊徳の生涯やその教えを学んでいただくと共に、地域の方々の学習活動を支援するための社会教育施設である。
		市長	展示施設としての改善について伺う。	展示物のうち、古文書等の遺品については、年1回程度展示替えを行っている。電飾パネルやジオラマなどは、ほぼ建設当時のままである。これらの改修には相当な費用がかかるため、大規模なリニューアルは難しいが、今後も小中学生にわかりやすく興味をもてる展示となるよう工夫してまいりたい。
		市長	今後のセールスプロモーションについて伺う。	二宮尊徳は、郷土の偉大な先人であり、その優れた教えを国内外の幅広い世代の方々に伝えていきたいと考えている。さらに、平成28年3月に策定した「小田原市観光戦略ビジョン」では、二宮尊徳と尊徳記念館を観光資源の一つとして位置付けたところであり、生家や周辺史跡なども含めて、積極的に観光資源として活用してまいりたい。
誠風 加藤議員	図書館について	市長	平成2年に提案されたツインライブラリー構想を、今後も施設整備の指針としていくつもりなのか。	図書館整備については、図書館の利用状況の変化等からツインライブラリー構想に代わるものとして、平成27年2月に新たな方針となる「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」を定めたところであり、今後、この基本方針によって整備を進めていく。
		市長	お城通り地区再開発事業における広域交流拠点への図書館設置により、市立図書館が担っていた機能を駅前に移すことは既定の方針なのか。	市立図書館の機能としては、一般的な貸出・閲覧等に加え、文学資料等の収集・保存があり、「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」では、このうち貸出・閲覧機能等を駅前に整備すると位置付けている。この方針は平成26年11月の政策会議ののち、パブリックコメント等を経て、平成27年2月に決定したものである。
		市長	市立図書館の耐震については、どのようになっているのか。	市立図書館の耐震診断は平成9年3月に実施されており、神奈川県西部地震（震度6強）相当の地震では、一部崩壊との診断結果であった。また、平成21年9月のコンクリート強度耐力度調査では、現在の基準は満たしていなかった。市立図書館は史跡内の建物であることから、大規模な耐震工事は実施できないため、これまで壁のひび割れ等の修繕やガラス窓の飛散防止フィルムの施工など、減災対策を実施しているところである。
		市長	現在、城址外への移転に努めるとされている施設はいくつあり、文化庁からは移転期限は示されているのか。	平成5年に策定した本丸・二の丸整備基本構想では、市立図書館など13の公共施設が移転対象となっている。現在、動物園や遊園地など規模を縮小してきたものや、歴史見聞館等機能を変えて活用しているものなども含めて10の施設が残存している。施設の移転時期については、文化庁からは特に期限は示されていない。
		市長	かもめ図書館では、大規模改修を必要とする箇所はあるのか。また、小規模修繕や機器の更新、調度品の消耗の具合などについてはどうか。	これまで施設の躯体に関わるような大規模改修の必要性は生じていないが、設備関係については空調機器、放送設備、電話交換機などの改修や更新が必要となっている。小規模な修繕については、随時必要に応じて修繕を行っているところであり、平成27年度の実績としては、トイレ設備や照明器具の補修等がある。

平成28年6月17日

史跡等の指定等について

文化審議会（会長 ^{まぶち}馬淵 ^{あきこ}明子）は、6月17日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、史跡名勝天然記念物の新指定15件、追加指定等27件、登録記念物の新登録3件、重要文化的景観の追加選定1件について、文部科学大臣に答申しました。今回答申された史跡等の指定等の詳細については、別紙のとおりです。

この結果、官報告示の後に、史跡名勝天然記念物は3,194件、登録記念物は97件、重要文化的景観は50件となる予定です。

＜担当＞ 文化庁文化財部記念物課

課長	加藤
課長補佐	光石
主任文化財調査官（史跡部門）	佐藤（内線2880）
文化財調査官（名勝部門）	平澤（内線2881）
文化財調査官（天然記念物部門）	江戸（内線2883）
文化財調査官（文化的景観部門）	市原（内線3142）
主任文化財調査官（埋蔵文化財部門）	禰 亘 田（内線2875）
調査係	永 塚（内線2878）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2878（直通）

3 おんなぼり 女堀【群馬県伊勢崎市・前橋市】

12世紀中葉に赤城山麓を東西に開削された未完成の用水路。平安時代末期の東国領主層による大規模な開発状況を示す遺跡。全体の長さは約13km、幅15～30m、深さ3～4m。掘削した土を積んだ土塁も部分的に残る。条件の整った部分を追加指定する。

4 しんぶくじかいづか 真福寺貝塚【埼玉県さいたま市】

大宮台地では数少ない縄文時代後晩期の貝塚と低湿地を伴う東西160m、南北180mの馬蹄形ばていけいを呈する大規模な盛り土遺構状の集落跡であり、学史的にも極めて有名である。条件の整った部分を追加指定する。

5 おだわらじょうあと 小田原城跡【神奈川県小田原市】

伊勢宗瑞いせそうずい（北条早雲ほうじょうそう'un）が攻略し、小田原北条氏代々の手おだわらほうじょうで関東支配の拠点として整備・拡張がなされた城跡。近世には有力譜代大名が配された。今回、既指定地である小峯御鐘こみねおかねノ台大堀切東堀だいおおほりきりひがしぼりの西に隣接する箇所等を追加指定する。

6 のちせやまじょうあと 後瀬山城跡【福井県小浜市】

若狭国主、武田氏により築城され、慶長5年（1600）に若狭に入部した京極きょうごく高次たかつぐにより廃城とされるまで若狭国主の居城として機能した城館跡で、山城跡と居館跡が良好な状態で保存されている。山麓部の居館跡を追加指定する。

7 ごんがかんがいせき 恒川官衙遺跡【長野県飯田市】

7世紀後半～10世紀前半にかけて営まれた伊那郡家いなぐらけ（郡衙）と考えられている遺跡で、古代国家の地域支配の実態を知る上で重要であることから史跡に指定された。条件の整った箇所を追加指定する。

8 なかせんどう 中山道

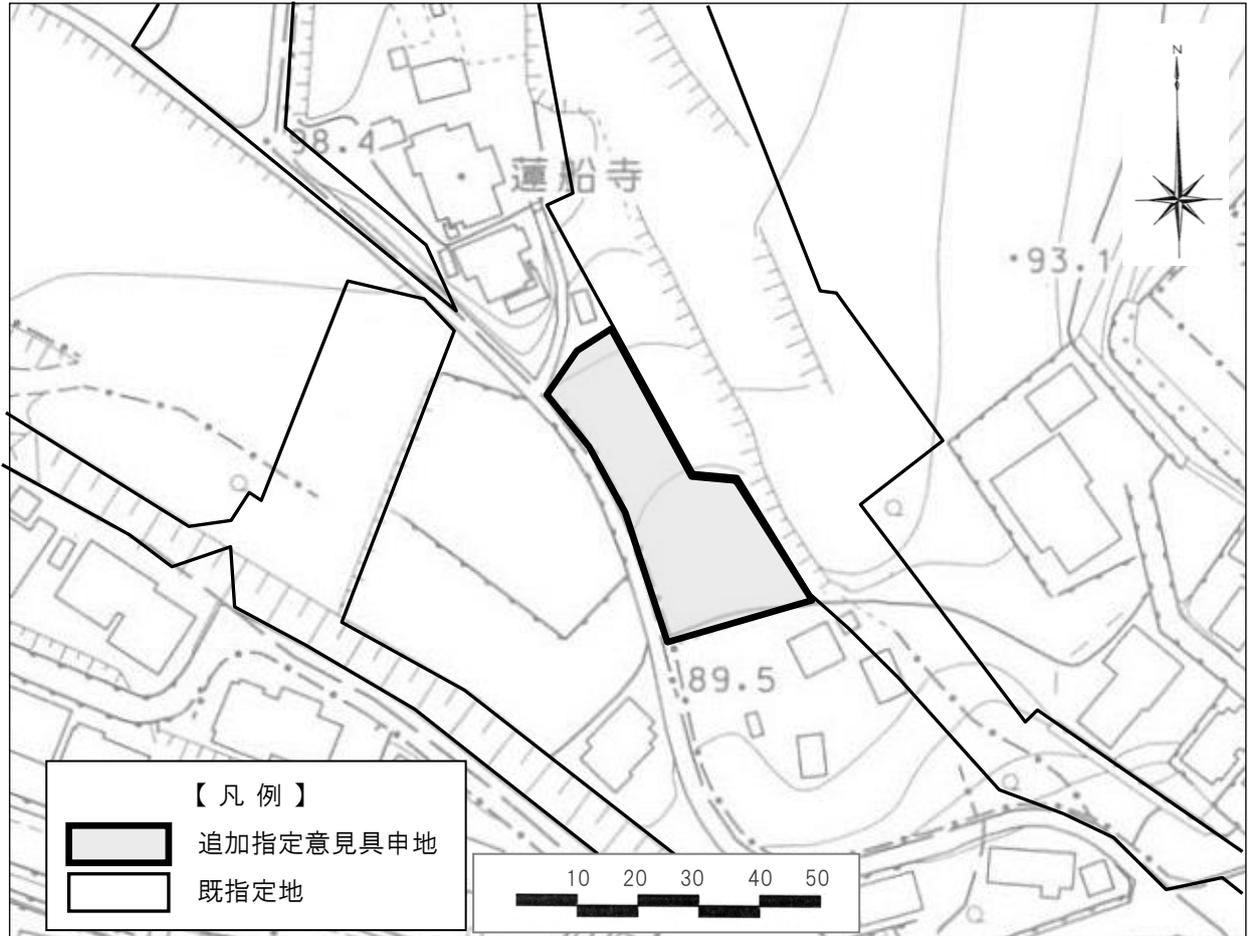
【長野県小県郡長和町・木曾郡南木曾町、岐阜県中津川市・可児郡御嵩町】

江戸時代の五街道の一つで、江戸日本橋から草津宿で東海道に合流するまでの街道。江戸日本橋から49番目の宿場御嶽宿みたけの東方山間地域に残る、遺存状況良好な道筋を追加指定する。

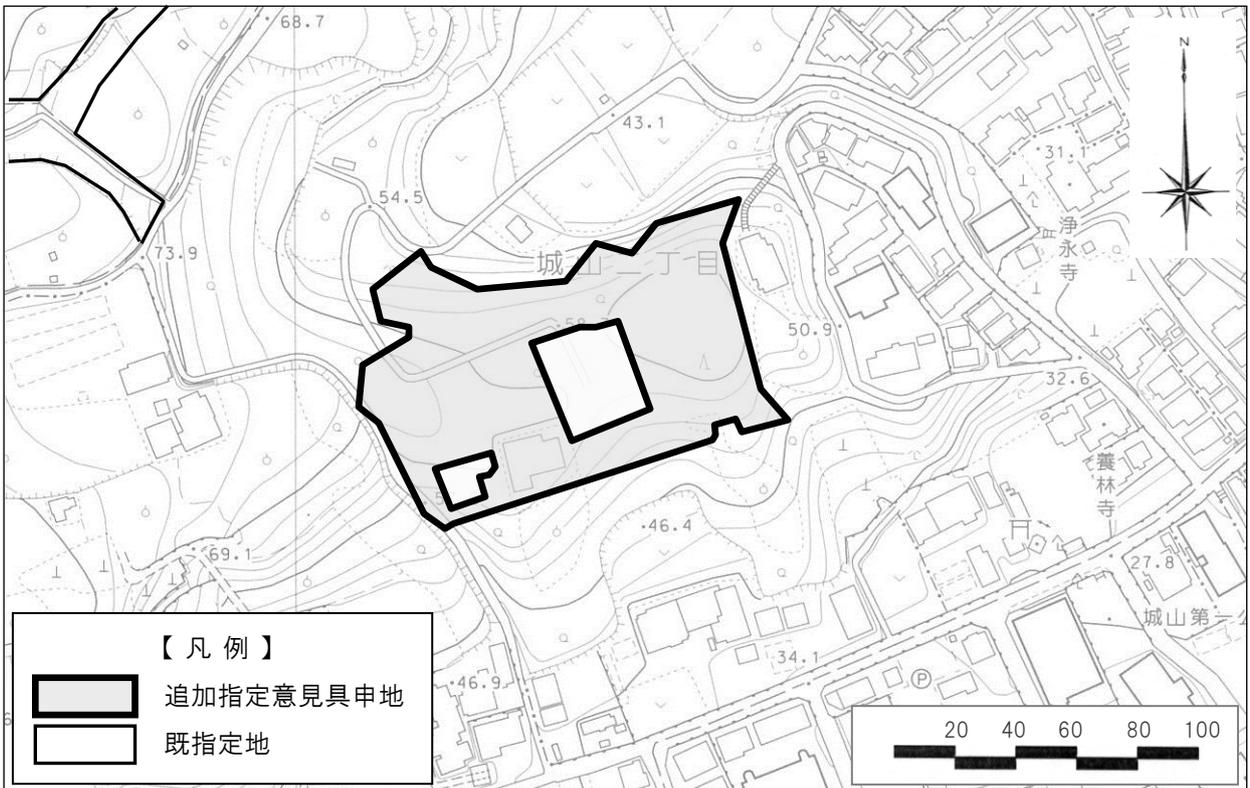
史跡小田原城跡 追加指定位置図



追加指定地詳細位置図



小峯御鐘ノ台大堀切東堀



百姓曲輪

追加指定地現況写真



「小峯御鐘ノ台大堀切東堀」



「百姓曲輪」

議案第 2 1 号

小田原市社会教育委員の委嘱について

小田原市社会教育委員の委嘱について、議決を求める。

平成 2 8 年 7 月 2 1 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市社会教育委員 候補者名簿

任期：平成28年8月1日～平成30年7月31日

選出区分	氏名	生年	職名等	新・再
学校教育関係者	<small>ありが</small> 有賀 かおる	昭和35年	公募	再任
	<small>ながみね</small> 長峯 <small>しんや</small> 信哉	昭和35年	酒匂中学校長	再任
	<small>みやうち</small> 宮内 <small>まゐる</small> 守	昭和32年	桜井小学校長	再任
社会教育関係者	<small>きむら</small> 木村 <small>ひであき</small> 秀昭	昭和16年	小田原市自治会総連合会長	再任
	<small>かくた</small> 角田 よう	昭和14年	公益財団法人小田原市体育協会副会長	再任
	<small>かしわぎ</small> 柏木 <small>ながこ</small> 良子	昭和22年	小田原市青少年健全育成連絡協議会監事	新任
	<small>ますだ</small> 益田 <small>まいこ</small> 麻衣子	昭和49年	小田原市PTA連絡協議会顧問	再任
家庭教育の向上に資する活動を行う者	<small>せぐち</small> 瀬口 <small>みなこ</small> 美菜子	昭和52年	公募	新任
	<small>はまだ</small> 浜田 <small>なおき</small> 尚樹	昭和38年	神奈川県小田原児童相談所長	再任
学識経験者	<small>さいとう</small> 齊藤 ゆか	昭和49年	神奈川大学准教授	新任
	<small>さいい</small> 笹井 <small>ひろみ</small> 宏益	昭和31年	国立教育政策研究所 総括客員研究員	再任
	<small>ふかの</small> 深野 <small>あきら</small> 彰	昭和24年	小田原市文化振興ビジョン推進委員会委員	再任

議案第 22 号

学校教育法施行細則の改正について

学校教育法施行細則の改正について、議決を求める。

平成 28 年 7 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

学齢簿システムの導入に伴う様式の整備を行うため改正する。

[内 容]

学齢簿システムの導入に伴い、学齢簿等の様式について所要の整備を行うこととする。（第7条、様式第1号～様式第3号、様式第5号、様式第8号及び様式第9号関係）

[適 用]

平成28年8月1日

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 児童生徒等（前2条に掲げる者以外の者を除く。次条において同じ。）を就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日についての通知は、<u>新入学予定児（者）名簿</u>（様式第3号）をもってする。</p>	<p>第7条 児童生徒等（前2条に掲げる者以外の者を除く。次条において同じ。）を就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日についての通知は、<u>就学者名簿</u>（様式第3号）をもってする。</p>

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

学 齡 簿			個人番号		
学 齡 児童 生徒	フリガナ		性 別	生年月日	
	氏 名				
	住 所				
保 護 者	フリガナ		学齡児童生徒との関係		
	氏 名				
	住 所				
就 学	小 学 校	学 校 名		異 動 事 項	
		入学年月日			
		転入年月日			
		転退年月日			
		卒業年月日			
	中 学 校	学 校 名		異 動 事 項	
		入学年月日			
		転入年月日			
		転退年月日			
		卒業年月日			
	指定外就学許可期間		から まで	事 由	
	区域外就学許可期間		から まで	事 由	
	不 就 学	猶 予	許可年月日		
			事 由		
			期 間	から まで	
免 除		許可年月日			
		事 由			
備 考					

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

就学通知書

児童（生徒）氏名

年 月 日生

1 入 学 期 日 年 月 日

2 入学すべき学校 小田原市立

上記のお子さまを記載のとおり就学させてください。

就学についての注意事項を記載すること。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

就学すべき学校の指定変更通知書

先に保護者から申請のあった理由を相当と認め、就学すべき学校の指定を次のとおり変更したので通知します。

児童生徒等	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日		性 別	
保 護 者	住 所			
	氏 名		児童生徒等との関係	
従前に指定した学校		学 年		
新たに指定する学校		学 年		
通 学 す る 期 間				
変 更 す る 理 由				
備 考				

様式第 8 号及び様式第 9 号を次のように改める。

様式第8号（第10条関係）

番 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

区域外就学承諾書

次のとおり区域外就学を承諾します。なお、その理由が消滅したとき又はその承諾基準に該当しなくなったときは、教育委員会の指示に従ってください。

児童生徒等	住 所			
	氏 名			
	生年月日		性 別	
保 護 者	住 所			
	氏 名		児童生徒等との関係	
指定を受けた学校 又は現在籍校				
区域外就学をする学校			学 年	
区域外就学をする期間				
区域外就学を承諾する理由				
備 考				

様式第9号（第10条関係）

番 号
年 月 日

小田原市立（小）（中）学校長 様

小田原市教育委員会 印

区域外就学通知書

次のとおり区域外就学について保護者から願い出があり、その理由を相当と認め、承諾したので通知します。

児童生徒等	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日		性 別	
保 護 者	住 所			
	氏 名		児童生徒等との関係	
区域外就学をする学校		学 年		
区域外就学をする期間				
区域外就学を承諾する理由				
備 考				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

議案第 23 号

特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択について

特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択について、議決を求める。

平成 28 年 7 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

平成29年度 学校教育法附則第9条による教科用図書採択一覧

No.	書籍コード	種目	発行者コード	発行者名(略称)	書籍番号	書籍名称	採択理由
1	01-1-A01	国語	01-1	あかね書房	A01	もじのえほん あいうえお	ひらがなや簡単な文章を読むことで、文字に興味を持ち語彙を増やすことができる。
2	01-1-A02	国語	01-1		A02	もじのえほん かたかなアイウエオ	絵が豊富に使用されており、楽しみながらカタカナの学習をすることができる。
3	01-1-I02	算数	01-1		I02	あかね書房の学習えほん おかあさんだいすき1. 2. 3	数字をなぞったり手で触れたりすることで数に興味を持ち、数量概念を理解し簡単な計算ができる。
4	01-1-I03	外国語	01-1		I03	あかね書房の学習えほん ことばのえほんABC	日常生活で見聞きする英単語が、イラストを多く取り入れて名称が覚えやすいので、英語に興味・関心を持たせるのに適している。
5	01-1-I06	外国語	01-1		I06	あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんのピクニック	当該生徒の学習の程度を考慮し、簡単な単語や構文を、読みがなつきで理解を進めることができる。
6	02-1-700	保健体育	02-1	岩崎書店	700	めくってわかる！ひとのからだ	さわって楽しみながら、体にはいろいろな部位があることを学ぶことができる。
7	02-1-A17	図画工作	02-1		A17	あそびの絵本 えのぐあそび	絵の具と色々な材料や用具を工夫して使いながら表現する楽しさを味わうことができる。
8	02-1-C04	技術	02-1		C04	かいかたそだてかたずかん4 やさいのうえかたそだてかた	野菜を育てる行程が、視覚的にわかりやすく書かれており、学級園での野菜栽培に関する学習に適している。
9	02-1-F08	理科	02-1		F08	絵本図鑑シリーズ8 やさいのずかん	身近な野菜の成長の様子を視覚的に学ぶことができる。
10	02-1-G12	図画工作	02-1		G12	ひとりのできる手づくりBOX しぜんて工作しよう	身近にある自然のものを使った作品が紹介されており、見通しを持った作品作りができる。
11	06-1-591	家庭	06-1	偕成社	591	坂本寛子のひとりでクッキング(3) ばんごはんつくろう！(和食編)	子ども用の調理マニュアルとして、ごはん、煮魚、肉じゃが、酢の物等、基本的な和食料理を紹介しており、家庭生活に必要な食事や調理に関する基礎的な知識と技能を身につけることができる。
12	06-1-664	技術	06-1		664	はじめての手芸シリーズ(1) へんしん糸・ひも・布	身近な糸やひも、布をアート感覚で楽しむアイデアがわかりやすいイラストともに豊富に載っており、いろいろな材料や用具などの扱い方を理解して使う学習につなげていくことができる。
13	06-1-J05	保健体育	06-1		J05	子どもの健康を考える絵本(5) こんなときどうするの？	子どもの身近で起こる事故やケガの処置の仕方が分かり、緊急時の対処法や安全および健康についての学習に適している。
14	06-1-o06	社会	06-1		O06	五味太郎・言葉図鑑(6) ぐらしのことば	分かりやすい絵と言葉で描かれているため、ぐらしに密着した言葉を学習し、社会生活のルールなどに興味関心を高めることができる。
15	06-1-Q03	社会	06-1		Q03	子どもの生活(3) マナーをきちんとおぼえよう！	日常生活での決まりやマナーだけでなく、身近な人との関わりの中で生活していることを学ぶことができる。
16	06-1-T03	図画工作	06-1		T03	エリック・カールの絵本(ぬりえ絵本) わたしだけのはらぺこあおむし	物語を楽しみながら塗り絵をすることで、色の表し方の学習につなげることができる。
17	06-1-Z01	社会	06-1		Z01	子どものマナー図鑑(1) ふだんの生活のマナー	社会生活に必要ないろいろな決まり事があることを知り、それらを守る学習につなげることができる。
18	06-2-548	書写	06-2	学研	548	あそびのおうさまBOOK ぐるぐるかくほん	ストーリーを楽しみながら様々な線をかき、文字を書くための手の動きへつなげることができる。
19	06-2-678	算数	06-2		678	学研版毎日のドリル 小学4年の数・量・図形	わかりやすい文字の大きさと適度な問題数でじっくり学習を進めることができる。
20	06-2-g07	図画工作	06-2		G07	あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん	身近な物の絵に、自由にかき加えて作品を完成させる工夫がされており、本児が、様々な絵のかきかたを学ぶのに適している。
21	06-2-G08	図画工作	06-2		G08	あそびのおうさまBOOK はじめてきるほん	切る、ちぎる活動を通して作品を完成することができ、描く・飾る・作ることに興味をもつことができる。
22	06-2-n01	理科	06-2		N01	ほんとおおきさ動物園	動物の特徴をわかりやすく説明している。身近な動物の特徴を知ることが期待できる。
23	06-2-O01	美術	06-2		O01	あそびのおうさまBOOK ぬって	様々なデザインのパージに、自由に絵を描いたりぬったりする活動を通して、作品を完成させる造形活動を楽しむのに適している。
24	06-2-o02	図画工作 美術	06-2		O02	あそびのおうさまBOOK はって	道具を使用しながら造形活動をとおして切ったり貼ったりする活動に関心を持つことができる。
25	07-2-650	算数	07-2	金の星社	650	音のでるとけいえほん いまなんじ？	時計の針を動かしてボタンを押すと音声が出て、時計の読み方を学べる工夫がされており、時計に興味が出てきた本児の学習に適している。
26	07-2-661	社会	07-2		661	社会科見学で役立つわたしたちのぐらしとまちのしごと場4 動物・自然のしごと	写真や図版で、動物園や水族館などの生命や自然環境を守る仕事場を紹介している。まちの仕事場への興味関心を深めることができる。
27	07-2-K01	理科	07-2		K01	げんきをつくる食育えほん1 たべるのだいすき！	分かりやすい説明と絵で構成されており、食べ物と身体の関係性を学ぶことができる。
28	08-1-515	国語 書写	08-1	くもん出版	515	書きかたカードカタカナ	カタカナが大きな文字で書き順とともに表示されており、マーカーペンでなぞって練習することができるので、簡単な語句や短い文を書くことを学ぶことができる。
29	08-1-516	国語	08-1		516	書きかたカード漢字	漢字が大きな文字で書き順と共に表示されており、マーカーペンでなぞって練習することができる。
30	08-1-516	書写	08-1		516	書きかたカード漢字	筆順等がカラーでわかりやすく取り組みやすい。また、繰り返し書いて練習することができる。
31	08-1-525	書写	08-1		525	ゆびなぞりかーどひらがな	なぞる部分に凹凸があり、なぞりながら確認できるので、文字への興味関心を引き出し、文字を書くことに興味を持つことができる。

平成29年度 学校教育法附則第9条による教科用図書採択一覧

No.	書籍コード	種目	発行者コード	発行者名(略称)	書籍番号	書籍名称	採択理由
32	08-1-537	外国語	08-1	くもん出版	537	CDつき英語のうたカード	なじみのある英語の歌を、歌の絵を見ながらCDを聴いたり歌ったりして楽しむことができるので、歌や演奏等を聴き、英語の発音や簡単な英語表現に関心を持つことができる。
33	08-1-538	外国語	08-1		538	CDつき英語カードあいさつと話しことば編	英会話の表現と英単語を読みながら、CDで発音を聞くことができ、簡単な英語を使って表現したり、やりとりしたりする学習につなげることができる。
34	08-1-600	書写	08-1		600	小学ドリル国語 2年生の漢字	漢字の持つ意味や音読み、訓読みなどが丁寧に、繰り返し練習できる。
35	08-1-601	書写	08-1		601	小学ドリル国語 3年生の漢字	漢字の持つ意味や音読み、訓読みなどが丁寧に、繰り返し練習できる。
36	08-1-602	書写	08-1		602	小学ドリル国語 4年生の漢字	漢字の持つ意味や音読み、訓読みなどが丁寧に、繰り返し練習できる。
37	08-1-605	書写	08-1		605	小学ドリル国語 1年生のカタカナ	やさしい文字から練習でき、カタカナを正確に書く力をつけることができる。
38	08-1-B01	国語	08-1		B01	生活図鑑カード たべものカード	児童の関心が高い食べ物が題材になっており、文字や音声のマッチングの学習ができる。
39	08-1-B02	理科	08-1		B02	生活図鑑カード くだものやさしいカード1集	野菜・果物を苦手としている児童にとって、色鮮やかに描かれている野菜・果物カードで興味関心を高めることができる。
40	08-1-B06	社会	08-1		B06	生活図鑑カード お店カード	店員が品物を売っている様子や、客と会話している様子等がカードに書かれており、日常生活で経験する社会の出来事に興味や関心を持ち、経済活動に関する初歩的な事柄を理解することにつなげることができる。
41	08-1-B07	国語	08-1		B07	生活図鑑カード 生活道具カード	身近な生活道具の名称を覚えることを通してコミュニケーションの学習にもつなげることができる。
42	08-1-c01	書写	08-1		C01	書きかたカード「ひらがな」	何度も書いたり消したりすることができるため、文字を書くことに興味を持ち、意欲に応じた進み具合で文字を覚えることができる。
43	08-2-006	国語	08-2	グランまま	006	ことばえほん	当該生徒の学習の程度を考慮し、視覚に訴えた言語獲得を進めることができる。
44	10-1-001	理科	10-1	講談社	001	米村でんじろうのDVDでわかるおもしろ実験！！	身の回りに存在する素材を利用して取り組める内容で、自然の物事や現象に関心を高めることができる。
45	10-3-544	社会	10-3	国土社	544	ルールとマナーを学ぶ子ども生活図鑑(3) 地域・社会生活編	身近な公共施設や公共物を利用する際の学習に活用することができる。
46	10-3-B16	図画工作	10-3		B16	たのしい図画工作16 ちぎり紙・きり紙・はり絵	紙を使った作品が紹介されており、手先の動きを練習しながら造形遊びをすることができる。
47	10-8-529	社会	10-8	合同出版	529	絵でわかるこどものせいかつずかん4 おつきあいのきほん	挨拶の仕方や、自分のまわりの人との付き合い方が書かれており、社会生活の基本を学ぶことができる。
48	10-8-A01	社会	10-8		A01	子どもとマスターする49の生活技術 イラスト版手のしごと	雑巾の絞り方や結び日常の生活の中で必要な生活技術が分かりやすい絵や写真で解説されており、必要な身近自立や健康で安全な生活について考え、手伝いの方法やマナーについても学ぶことができる。
49	11-4-537	理科	11-4	三省堂	537	こどもきせつのぎょうじ絵じてん増補新装版	季節や自然の感覚はないが、本を見ることは好きである。自然などとの関わりを意識させることができる。
50	11-4-538	社会	11-4		538	こどもマナーとけいご絵じてん	自閉傾向があり、敬語を正しく使うことが難しい児童にとって、様々な生活場面での敬語の使い方がイラストとともに描かれているため、わかりやすく敬語について学ぶことができる。
51	12-2-503	地図社会	12-2	小学館	503	ドラえもんちずかん1 につぼんちず	絵や短い文で日本各地の様子が表現されている。絵と文を繰り返し読むことで日本地図への興味関心を深めることができる。
52	12-2-511	美術	12-2		511	あーとぶつく ひらめき美術館第1館	絵画や美術作品が親しみやすく紹介されており、様々な表現方法を知ることや、鑑賞の能力を高めることで、自然や造形品の美しさ等に親しみをもつ学習につなげることができる。
53	12-2-538	社会	12-2		538	小学館の子ども図鑑プレNEO 楽しく遊ぶ学ぶせいかつ図鑑	基本的な生活技術を身に付けるための手順が写真やイラストで分かりやすく示されており、日常生活に必要な身近処理や、手伝いや仕事、きまりやマナーを守ること等の学習につなげることができる。
54	12-2-682	国語	12-2		682	一日一話・読み聞かせ おはなし366前巻	一つの話の長さが適当なため、簡単な語句や短い文章を正しく読むことができる。
55	12-2-749	理科	12-2		749	きむらゆういちのパッチン絵本 おおきくなったら	仕掛け絵本で楽しみながら動物や虫の成長の様子について学習ができる。
56	12-2-755	算数	12-2		755	デコボコえほん かずをかぞえよう！	数えるものがとび出ているので、指でなぞりながら数を学ぶことができる。
57	12-2-793	算数	12-2		793	ドラえもんとおぼえよう！とけいのほん	付属の時計の針を合わせることで、時計の使い方を身に付けることができる。
58	12-2-B11	保健体育	12-2		B11	21世紀幼稚園百科11 からだのふしぎ	日常生活で感じる身体の疑問を中心に、身体の全般について、わかりやすい構成になっており、自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする学習につなげることができる。
59	12-7-001	家庭	12-7	女子栄養大	001	新・こどもクッキング	多数のレシピがイラストや写真で紹介され、手順や材料等も詳しく説明されているので、調理実習の方法を学ぶのに適している。

平成29年度 学校教育法附則第9条による教科用図書採択一覧

No.	書籍コード	種目	発行者コード	発行者名(略称)	書籍番号	書籍名称	採択理由
60	14-3-506	社会	14-3	育成会	506	自立生活ハンドブック11 ひとりだち(改訂版)	「住まい」「経済生活」「健康」等、社会生活に必要な基礎を知るのに適している。
61	14-3-a04	保健体育	14-3		A04	自立生活ハンドブック4 からだ!!げんき!?	身体や健康管理などについて、絵や図で示されていて成長や病気の基本的な知識を身につけることができる。
62	14-4-004	社会	14-4	成美堂出版	004	いちばんわかりやすい 小学生のための学習 日本地図帳	繰り返し見ることにより、イラストや写真から興味を持って日本の特徴について理解が深められる。
63	14-4-005	外国語	14-4		005	CDつき楽しく歌える英語のうた	歌うことで、英語を使いながらコミュニケーションを取り、楽しく学ぶことができる。
64	14-4-007	外国語	14-4		007	CDつき小学生の英語レッスン 絵でみて学ぼう英会話	付属のCDに日本語と英語を対応させた英会話が入っており、イラストと照らし合わせて楽しく、英語で表現することに慣れることができる。また、初歩の英文法を、学ぶことができる。
65	14-4-535	国語音楽	14-4		535	CDで大きく童謡つきよみかかせ絵本	絵が大きいので文字を読むときの助けになり、簡単な言葉で表現する力を身につけることができる。また、童謡に興味を持つ児童が、さまざまな曲を聞きながら歌の練習することができる。
66	14-4-612	地図	14-4		612	マグネットつきはじめてのにほんちず	都道府県の形や位置を視覚的・触覚的に学習することができる。
67	14-4-634	社会地図	14-4		634	日本一周!鉄道大百科	様々な種類の電車とともに、走っている場所の地図や風景が合わせて掲載されているため、地域の情景をイメージしながら、各都道府県の位置を学ぶことができる。
68	14-5-508	理科	14-5	世界文化社	508	写真でわかるなぜなに4 しょくぶつ	植物の栽培学習において、植物の成長の見通しを持たせることができ、自然や生き物への興味関心を深めることができる。
69	16-4-527	国語	16-4	太郎次郎社	527	漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク5形声文字あそび	身近で基本的な漢字が使われており、漢字への興味関心が高まり漢字の学習を効果的に行うことができる。
70	16-4-A01	国語書写	16-4		A01	漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク1基本漢字あそび	身近で基本的な漢字を学ぶことで、漢字学習の基礎を身につけるための学習ができる。
71	16-4-A02	書写	16-4		A02	漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク2あわせ漢字あそび	漢字のつくりを学習し、簡単な語句や短い文を書く学習ができる。
72	16-4-A03	書写	16-4		A03	漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク3部首あそび	部首を知ることさらに漢字に関心を持って学習できる。
73	17-1-001	国語	17-1	チャイルド	001	ぬったりかいたりらくがきBOOK	豊富な図柄や曲線等が大きく描かれており、なぞることで形や文字の形を意識して書く学習にもつなげることができる。
74	20-1-A02	数学	20-1	童心社	A02	かずのほん2 0から10まで	分かりやすい絵と文で構成されており、初歩的な数の概念が身につけられる。
75	20-1-A03	数学	20-1		A03	かずのほん3 0から10までのたしざんひきざん	0から10までの加減法についてイラストと数字が対応されており、加減算の理解を深めるとともに、日常生活にある具体物を数える学習にも効果的である。
76	20-3-001	図画工作	20-3	東京書店	001	やさしくおれるたのしいおりがみ	少ない手順で折れる身近な花や動物が紹介されており、表現する力を育てることができる。
77	20-4-005	社会地図	20-4	戸田デザイン	005	にっぽんちず絵本	各地の名所や特産物が大きく描かれた地図等により、地域の特色が具体的に表現されており、自分が住む地域を中心に、我が国の様々な地域の様子や社会の移り変わりに関心を持つことができる。
78	20-5-502	国語	20-5	同成社	502	ゆっくり学ぶ子のための 国語5	読み、表現力、聞く力、話す力にかかわる教材を、言語的実態に応じて学ぶことができる構成になっており、幅広く国語の力をつけることができる。
79	20-5-504	数学	20-5		504	ゆっくり学ぶ子のためのさんすうドリルC かけ算	実生活で役立つかけ算を学習することができ、日常生活における初歩的な数量の処理や計算を身につけることができる。
80	20-5-A02	国語	20-5		A02	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」2(改訂版)(かたかな・かん字の読み書き)	例題が豊富で、たくさんのカタカナ、漢字や文章にふれることができる構成になっており、ことばの理解が進み、文字に関心を持ち読むこと書くことに興味を持つことができる。
81	20-5-a03	国語	20-5		A03	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3(改訂版)(文章を読む、作文・詩を書く)	簡単な語句や短い文を読んだり書いたりする学習ができる。
82	20-5-a04	国語	20-5		A04	ゆっくり学ぶ子のための 国語4	文字・説明文の読み等に関わる教材を、言語的実態に応じて学ぶことができる。
83	20-5-B01	国語	20-5		B01	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編1(改訂版)(表象形成・音韻形成・発声・発音)	いくつかの単語の発声・発音について明記され、簡単な言葉を話す力を身につけることができる。
84	20-5-B02	国語	20-5		B02	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編2(改訂版)(ひらがなの読み書き)	身近な動作や植物などの絵が豊富で、文字を読むことや書くことについて段階的に取り組めるようになっていて学習にとりくみやすく、平仮名の読み書きの力を伸ばすことができる。
85	20-5-C01	算数	20-5		C01	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1(量概念の基礎、比較、なかま集め)	初歩的な数の概念を学び、大小、長さ、かさなどについて関心をもちながら学習を進めることができる。
86	20-5-C02	算数	20-5	同成社	C02	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」2(1対1対応、1~5の数、5までのたし算)	1対1対応から5までの数の計算の基礎が段階をおって学ぶことができる。

平成29年度 学校教育法附則第9条による教科用図書採択一覧

No.	書籍コード	種目	発行者コード	発行者名(略称)	書籍番号	書籍名称	採択理由
87	20-5-C03	算数	20-5		C03	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3 (6～9のたし算、ひき算、位取り)	基本的なたし算、ひき算の理解を深め、位取りの学習へと発展させていくことができ、日常生活における初歩的な数量の処理や計算をする学習につなげることができる。
88	20-5-C04	算数	20-5		C04	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」4 (くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算)	わかりやすい説明と練習問題があり、簡単なお金の計算や、くり上がりくり下がりのある計算の仕組みについて理解を深めることができる構成になっており、初歩的な数の概念を理解し、簡単な計算をすることができる。
89	20-5-C05	算数 数学	20-5		C05	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5 (3けたの数の計算、かけ算、わり算)	実生活で役立つ3桁の数の計算、かけ算、わり算を学習することができ、日常生活における初歩的な数量の処理や計算を身につけることができる。
90	20-7-001	社会	20-7	東洋館	001	くらしに役立つ社会	国や社会のきまり・しくみ、金融機関や郵便局の利用の仕方、色々な仕事、日本の地理と歴史について書かれており、社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎知識を得ることができる。
91	20-7-002	国語	20-7		002	くらしに役立つ国語	日常生活に役立つ国語分野のことが幅広くかつわかりやすく取り上げられており、生活に必要な手紙や日記等を順序立てて書く学習ができる。
92	20-7-003	数学	20-7		003	くらしに役立つ数学	日常生活に役立つ数学分野のことが幅広くかつわかりやすく取り上げられており、簡単な計算や重さ、広さの比較の学習につなげることができる。
93	21-1-004	音楽	21-1	永岡書店	004	ママとうたおう やさしいメロディーピアノ	ピアノに興味のある児童にとって、様々な曲を聴いて、付属のキーボードで聴きながら演奏ができる。
94	21-1-007	音楽	21-1		007	お手本のうた付き！ どうようたのえほん	誰でも口ずさむことのできる童謡を扱っている。メロディだけではなくお手本の歌が入っているので、童謡を覚えやすい。
95	21-1-009	音楽	21-1		009	お手本のうた付き！ どうようたのえほん2	誰でも口ずさむことのできる童謡を扱っている。メロディだけではなくお手本の歌が入っているので、童謡を覚えやすい。お手本を聞きながら歌を通して語彙も増やすことができる。
96	21-1-535	社会	21-1		535	マグネットおべんきょうシール スーパーでおかいもの	魚や肉、パンなど、身近な食べ物がマグネットシールになっており、買い物の手順を繰り返し学習することができる。
97	21-1-634	理科 保健体育	21-1		634	マグネットえほん 体のしくみ	体の部位や機能がクイズ形式で表現されており、マグネットを貼ったり剥がしたりしながら人体への意識を高め、自分の体の働きへの理解を深めることができる。
98	21-2-001	国語	21-2	ナツメ社	001	子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん	生活の基礎知識を学び、行動をさす言い方と絵とを対応させながら学習できる。
99	22-3-504	国語	22-3	日本教育研	504	ひとりだちするための国語	日常生活に根差した聞くこと、話すことの学習ができる。
100	22-3-A02	算数 数学	22-3		A02	ひとりだちするための算数・数学	親しみやすいイラストとともに、日常生活に沿った計算処理や時計について書き込みをしながら確認していくことができるため、日常生活に必要な計算をしたり、金銭や時計・暦などの正しい使い方を学ぶことができる。
101	27-1-686	社会	27-1	ひかりのく	686	マナーやルールがどんどんわかる！ みちかなマーク新装改訂版	親しみやすいキャラクターとともに、道路標識・郵便局・レストランなど、身近なマークを探しに行く構成になっているだけでなく、社会生活にいろいろなきまりがあることを知り、それらを守る学習ができる。
102	27-1-D01	国語 社会	27-1		D01	202シリーズ たべもの202	きれいで大きな写真により児童生徒の興味を引きやすい。調理や食事への関心を広げることができる構成になっているため、食べ物の名前、手伝いや仕事、買い物等への学習へつなげることができる。
103	27-1-I04	理科	27-1		104	改訂新版体験を広げることものずかん4 はなとやさしい・くだもの	身近な植物がたくさん紹介され、育て方も分かるので身の回りの自然に関心を持たせることができる。
104	27-1-I09	理科 保健体育	27-1		109	改訂新版体験を広げることものずかん9 からだとけんこう	身体と食べ物の関係、体について書かれており、健康を保つために身体のしくみや働きを知ることを学ぶのに適している。さらに、人間と動物との比較が分かりやすく描かれており、自分の身体の仕組みや働きへ関心を広げることができる。
105	27-1-K09	理科	27-1		K09	新装版KIDS2112 たべものひやっか	身近にあるたくさんのおおきな食べ物の写真や絵が実物通りに大きく表現されていたり、食材を中心に解説されたりしており、身近な生物の特徴やその成長及び活動の様子に関心をもつ学習につなげることができる。
106	27-2-B25	保健体育	27-2	評論社	B25	しかけ絵本の本棚 からだのなかとそと	体の構造や働きについて、視覚を通して理解を深めることができ、自分の発育・発達に関心を持つことができる。
107	28-1-574	社会	28-1	福音館	574	福音館の科学シリーズ 絵で見る日本の歴史	歴史が絵で細かく表現されているため、昔の人々の服装、職業、出来事を楽しく学習ができる構成になっており、自分が住む地域を中心に、我が国のいろいろな地域の様子や社会の移り変わりに関心を持つことができる。
108	28-1-649	社会	28-1		649	ばばあちゃんの絵本 ばばあちゃんのやきもちいかい	身近にある道具のイラストが多く、昔の道具の名前や使い方について学習できる。
109	28-1-G01	理科	28-1		G01	福音館の科学シリーズ 昆虫ちいさななかまたち	拡大写真が興味関心を高め、虫を通して、身の周りの自然に目を向けることができる。
110	28-1-G04	理科	28-1		G04	福音館の科学シリーズ 道ばたの四季	四季折々に身近に見られる草花がきれいな絵で描かれているので、植物の特徴や成長に興味・関心が持て、学習に適している。
111	28-1-g09	図画工作	28-1	福音館	G09	福音館の科学シリーズ あそびのレシピ	自閉傾向があるために興味が限定される児童にとって、様々な素材を使って作品作りをするヒントは、自分の興味のある事柄を広げ、学習につなげていくことに適している。

平成29年度 学校教育法附則第9条による教科用図書採択一覧

No.	書籍コード	種目	発行者コード	発行者名(略称)	書籍番号	書籍名称	採択理由
112	28-1-H56	数学	28-1		H56	こどものとも絵本 はじめてのおつかい	日常生活の動作やことばについてイラストを通してわかりやすく学習できる。
113	28-1-L01	理科	28-1		L01	みぢかなかがくシリーズ 町の水族館・町の植物園	魚や野菜を中心に分かりやすいイラストや写真を豊富に掲載しており、身近な生物の特徴やその成長や活動の様子に関心を持つ学習につなげることができる。
114	28-1-M06	社会	28-1		M06	みぢかなかがくシリーズ 町たんけん	身近で働く人たちの仕事を通して、自分と社会とのかかわりに気づくことができる。
115	28-1-N01	理科	28-1		N01	DO！図鑑シリーズ 工作図鑑	観察した植物などで、実際に実験を行ったり作品を制作する手順が分かりやすく説明されており、興味を持って学習を進めることができる。
116	28-3-556	図画工作	28-3	ブロンズ新	556	らくがき絵本五味太郎50%	落書きをしながら読み進めていく構成になっており、経験や想像をもとに絵や線を描いていくことで創造力を高めることができる。
117	28-3-C01	社会	28-3		C01	しごとば	色々な仕事について実際に仕事をしている様子が写真やイラストで提示されており、それぞれの仕事について分かりやすく学ぶことができる。
118	28-8-001	美術	28-8	フレーベル	001	ことばでひらく絵のせかい はじめてであう美術館	美術作品について分かりやすい文章で説明が書かれており、様々な表現への興味・関心を広げることができる。
119	28-8-521	図画工作	28-8		521	アンパンマンとシールであそぼう！ たべものいっぱい	食べ物の絵にシールを貼って作品を作る構成になっており、描いたり作ったりすることに興味を持たせたり、学習につなげたりすることができる。
120	28-8-595	算数	28-8		595	アンパンマンとはじめよう！ アンパンマンという・かず	形の弁別や1対1対応等の内容である。形や色の弁別ができつつある本児に適している。
121	28-8-596	図画工作	28-8		596	アンパンマンとはじめよう！ ぐるぐるぬりぬり	自由に描いたり塗ったりしてページを完成させていく構成であり、表現する楽しさを味わうことができる。
122	28-8-738	算数	28-8		738	アンパンマンのおしゃべりとけい	おしゃべりする機能がついているので、復唱するのが好きな児童が、起床から就寝までの時刻を復唱して覚えることができる。
123	28-8-D03	理科	28-8		D03	ふしぎをためすかがく図鑑 かがくあそび	水、色、空気、音、電池、磁石を使った科学的な遊びが紹介されており、日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつことができる。
124	28-8-D04	理科	28-8		D04	ふしぎをためすかがく図鑑 しぜんあそび	身近な動植物、空気や水、土などに興味を持ち、自然と日常生活との関係を知る学習につなげることができる。
125	28-8-G09	理科 保健体育	28-8		G09	フレーベル館の図鑑ナチュラ ひとのからだ	身体の特徴が図解されていて、仕組みや働きが分かりやすく、健康に関心を持たせられる。また、健康や衛生面での身近自立についての学習につなげることができる。
126	28-8-G12	理科	28-8		G12	フレーベル館の図鑑ナチュラ はるなつあきふゆ	季節ごとに自然や行事、遊び等が写真と共に紹介されており、家族の役割や身近な地域の様子に興味や関心をもったり、身近な自然の中で遊んだり、自然や生き物への興味や関心を深めたりする体験的な学習につなげることができる。
127	29-1-B02	社会	29-1	平凡社	B02	新版はじめましてにほんちず	都道府県の地図に興味を持っている児童生徒にとって、地名や地域の特産物などを地図とともに学ぶことができる。
128	30-2-532	音楽	30-2	ポプラ	532	おととあそぼうシリーズ22 はじめてもつきんえほんプチ	季節や行事に合わせてながら楽器で音を出したりし、リズム感を高めることができる。
129	30-2-550	生活	30-2		550	音のでる知育絵本15 こえでおぼえるごあいさつえほん	ボタン操作が好きな児童にとって、ボタンを押すことであいさつの音声が続くため、あいさつの練習をスムーズに行うことができる。
130	30-2-589	社会	30-2		589	しんごうピカピカサイレンピーポー	車が好きな児童である。興味のあるサイレンや遮断機の音を押しながら交通ルールについて楽しみながら学習を進めることができる。
131	30-2-641	生活	30-2		641	やさい・くだものぴったりカード	2枚のカードを合わせて1つの絵になるカードを操作しながらもの名前を覚えることができる。
132	30-2-M01	図画工作	30-2		M01	うたっけいけせええほん1 音のでるえかきうた	曲に合わせて手本を見て絵を描くことで、自分の好きな絵以外にも楽しみながら絵が描くことができる。
133	30-2-o07	音楽	30-2		O07	おととあそぼうシリーズ7 ドン！ドコ！ドン！たいこ	曲に合わせて、打楽器などを使ってリズム遊びや簡単な合奏の練習ができる。
134	30-2-o33	音楽	30-2		O33	おととあそぼうシリーズ33 新装版おてほんのうたがながれるどうようえほん	童謡が収録されている。童謡を口ずさむことが多い児童に適している。
135	30-2-P04	国語	30-2		P04	音の出る知育絵本4こえでおぼえるあいうえおのほん	モジュール文字ボタンを押すことで、簡単な語句、文章などを正しく読む学習につなげることができる。
136	30-2-p07	国語	30-2		P07	音のでる知育絵本7 こえでおぼえる123かずのほん	一文字ずつ文字ボタンを押し、その音を確認しながら五十音を学ぶことができる。
137	40-3-503	家庭	40-3	リーブル	503	しりとりしましょ！ たべものあいうえお	多彩な食べ物の名称がテンポの良いしりとり形式で紹介されている。しりとりができるようになった本児が食べ物の学習をするのに適している。
138	56-13-501	国語	56-13	かもがわ	501	特別支援教育のカード教材 意味からおぼえる漢字イラストカード1年生	イラストで漢字の形と意味がわかるように作られている。フラッシュカードや掲示用として使うことで漢字に興味を持つことができる。
139	56-13-505	書写	56-13		505	特別支援教育のカード教材 意味からおぼえる漢字イラストカード3年生下	視覚優位の児童にとって意味の理解がしやすく、また、漢字の形と絵のマッチングができる。
140	57-1-524	理科	57-1	教育画劇	524	つくってあそぼう！ おもしろマジック1	身近にある物を使って簡単なマジックをすることで、実験する楽しさを学ぶことができる。
141	57-18-508	書写	57-18	金園社	508	小学生の習字一、二、三年生	お手本をまねて書くことで、画・運筆などの基礎力を身に付けることができる。

平成29年度 学校教育法附則第9条による教科用図書採択一覧

No.	書籍コード	種目	発行者コード	発行者名(略称)	書籍番号	書籍名称	採択理由
142	59-7-502	書写	59-7	幻冬舎	502	武田双雲水でかけるはじめての習字	水を使用し繰り返し書くことができるようになっており、文字の組み立てや形を意識することができる。
143	60-28-501	国語書写	60-28	こばと	501	認知発達教材ステップアップ マッチング I (改訂版)	言葉の発音に興味を持たせたり、運筆練習を通してなぞりがきに興味を持たせるなど、文字の学習につなげることができ、児童の発達段階に適している。
144	60-28-503	国語書写	60-28		503	認知発達教材ステップアップ こば・もじ(改訂版)	絵と言葉のカードを使いながら、50音の習熟をはかり、楽しくものの名前を覚えたり、視写によって文字を書く練習をしたりすることができる。
145	60-28-504	国語	60-28		504	認知発達教材ステップアップ こくご I (改訂版)	簡単な字形の視写ができる。また、絵と言葉のつながり、自力書字の学習ができる構成になっており、動詞の語彙数を増やすには適している。
146	60-28-505	国語書写	60-28		505	認知発達教材ステップアップ こくご II (改訂版)	形容詞や反対語、短文読解、カタカナの読み書きなどで構成されており、イラストやマス目を手がかりにしなが簡単な語句や短文を読んで理解したり、カタカナ文字に興味を持ち、読んだり書いたりする学習につなげることができる。
147	60-28-506	算数数学	60-28		506	認知発達教材ステップアップ さんすう I (改訂版)	具体物を用いて10までの数の足し算や引き算を楽しんで身に付け、日常生活における数量の処理や計算の学習をすることができる。
148	60-28-507	国語	60-28		507	認知発達教材ステップアップ こばのつかいかた(改訂版)	基本的文章構成が分かりやすく説明されており、助詞の使い方や二語文等が学習でき、簡単な語句、文及び文章等を正しく読む学習や、簡単な語句や短い文を平仮名等で書く学習につなげることができる。
149	60-28-509	国語	60-28		509	認知発達教材ジャンプアップ こくご I	単語の仲間わけや、促音、拗音、拗長音などを段階的に学べるよう工夫されている。
150	60-28-510	国語書写	60-28		510	認知発達教材ジャンプアップ こくご II	なかまのこば、対になる言葉、様子を表す言葉、カタカナの練習等、読みと書き等で構成されており、イラストやマス目を手掛かりにしなが、仲間分けや対語、助詞を学ぶことができるとともに、それらを書写の学習につなげることができる。
151	60-28-511	国語	60-28		511	認知発達教材ジャンプアップ こばのつかいかた	場面に応じた挨拶の言葉、様子を表す言葉、副詞、質問に合う答え等で構成されているため、自分の気持ちを相手に分かるように伝える学習ができる。
152	60-28-519	算数数学	60-28		519	認知発達教材ジャンプアップ カレンダー・とけい・おかね	日にちの読み方から、時計の読み方、お金の数え方、買い物をする場面でのお金の使い方等実生活を想定して構成されているため、生活に必要な金銭や時計・暦などの使い方に慣れる学習ができる。
153	60-28-520	算数	60-28		520	認知発達教材ステップアップ かず・すうじ(改訂版)	1から4までの数字の概念を現在学んでいる児童にとって、1から10までの数字と具体物のマッチング等ができるため、身近なものを数える学習に適している。
154	60-28-521	算数	60-28		521	認知発達教材ジャンプアップ かず・すうじ	数字についての概念をまだ獲得していない児童にとって、1から10までの数字の練習や身近にある具体物を数える学習に適している。
155	60-28-522	算数数学	60-28		522	認知発達教材レベルアップ お金と時計の文章題	一般的な使われ方の例示により、日常生活に必要なお金、時計についての理解を深めることができる。
156	60-28-523	数学	60-28		523	認知発達教材ステップアップ とけい・おかね(改訂版)	時計、お金等の読み方や数え方等実生活の場面を想定して記載されており、生活の場面で生かしながら時間やお金について理解を深め、金銭や時計・暦等の使い方に慣れることができる。
157	60-28-524	国語算数	60-28		524	認知発達教材ジャンプアップ マッチング I	発語のない児童に、マッチングや仲間集めなどの学習を通して身近なものの名称を理解するのに適している。また、マッチングなどによって、日常生活における初歩的な数量の処理を学習する力をつけることができる。
158	60-28-525	社会	60-28		525	認知発達教材レベルアップ 集中力、注意力アップのためのトレーニングシート	社会生活を営んでいく上で、集中力や注意力を少しずつ向上させることができる。
159	60-28-527	算数	60-28		527	認知発達教材ステップアップ さんすう II (改訂版)	初歩的な数の概念を理解し、簡単な計算の学習につなげることができる。
160	60-28-528	算数数学	60-28		528	認知発達教材ジャンプアップ さんすう I	具体物を用いて学習できるので理解しやすい。また、日常生活における初歩的な数量処理や計算を学ぶことができる。
161	60-28-529	算数数学	60-28		529	認知発達教材ジャンプアップ さんすう II	100までの基本的な数の理解を深め、簡単な計算の理解に繋げることができる。
162	60-28-530	国語	60-28		530	認知発達教材レベルアップ 対人関係スキルアップのためのトレーニングシート	対人関係を築いていく上で必要なことが身近な場面ごとにイラストとともに提示してあるため、自分の意見などを相手にわかりやすく伝える学習や話し手の意図や気持ちを考えながら、話の内容を適切に読み取る学習に活用することができる。
163	60-28-531	国語	60-28	531	中学生のための国語	間違いやすい助詞などの文法の項目が分かりやすくまとめられており、文法の基礎的理解の定着がはかれる。	
164	60-28-532	数学	60-28	532	中学生のための数学	日常生活に必要な時間やお金等に関する問題が段階的に学べるよう工夫されている。	
165	60-28-536	外国語	60-28	536	中学生のためのローマ字・英語	ローマ字や英語の基礎的なことがらを段階的に学べるよう工夫されている。	
166	60-29-510	国語	60-29	交通新聞	510	おいしいあいうえお	食べ物の写真やイラストを見ながら、興味を持ってひらがなを学習することができる。
167	62-43-503	家庭	62-43	ジアース	503	ひとりできちやっ！クッキング	家庭生活に必要な食事や調理に関する基礎的知識を学ぶことができる。
168	62-8-504	理科	62-8	主婦と生活	504	米村でんじろう先生のスーパー個人授業 すごい！うちでもこんな実験ができるんだ！	おもしろい科学遊びが掲載されており、日常生活に関係の深い事物や機械・器具のしくみと扱いについての初歩的な知識を持つ等、技術についての学習につなげることができる。

平成29年度 学校教育法附則第9条による教科用図書採択一覧

No.	書籍コード	種目	発行者コード	発行者名(略称)	書籍番号	書籍名称	採択理由
169	62-8-511	社会 地図	62-8		511	都道府県地理カード 改訂版	47都道府県のイメージを膨らませる写真と地図、簡潔なポイントで、楽しみながら各地の位置や特徴を学ぶことができる。
170	64-2-528	国語	64-2	清風堂書店	528	小学国語習熟プリント1年生	濁音や拗音の練習、助詞の使い方などひらがなの書き取りをより確実にし、文章の読解につなげられる。
171	64-2-556	算数	64-2		556	改訂版初級算数習熟プリント小学1年生	分かりやすい説明とほどよい量の練習問題で理解を深め、習熟を図ることができる。
172	64-2-605	国語	64-2		605	国語読解習熟プリント小学3年生	単文の読解などについて、ワーク、おさらい、総合問題と細かいステップを踏んで学ぶことができる。
173	67-6-501	社会	67-6	中央法規	501	「働く」の教科書 15人の先輩とやりたい仕事を見つけよう!	将来のビジョンを描くとともに、働くことが社会でどのくらい重要な役割を持つかを学ぶことができる。
174	79-9-503	数学	79-9	ベストセラ	503	おかねのきもち	当該生徒の生活面に考慮し、金銭のコントロールを促すことができる。
175	82-3-526	音楽	82-3	三起商行	526	ポカポカフレンズのおんがくえほん たいこ	歌や音楽に合わせて音の出るボタンがついていて強弱やリズムを変えて楽しむことができる。
176	83-3-506	外国語	83-3	むさし	506	英語でたのしく WEENJOYENGLISH	当該生徒の学習の程度を考慮し、単語や基本的な構文をドリル的に学ぶことができる。
177	90-11-501	国語	90-11	リヴォル	501	もじのかたちをとらえるための ひらがなのれんしゅうちょう改訂版	当該生徒の学習の程度を考慮し、文字の形のとらえを意識した国語の学習をすすめることができる。

特別支援学校用(小・中学部)教科書目録(平成29年度使用)

(特別支援学校小学部・中学部知的障害者用)

発行者名 (コード)	図書 コード	一般図書名	種目	希望理由
教出 17	算数 C-114	さんすう☆☆☆	数学	図などを用いてわかりやすくなっている。初歩的な概念を理解し、簡単な計算を身に付けることができる。

議案第 24 号

小田原市就学支援委員会委員の変更について

小田原市就学支援委員会委員の変更について、議決を求める。

平成 28 年 7 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市就学支援委員会委員名簿

改

任期：平成28年7月1日～平成29年6月30日

No.	選出区分	氏名	所属等
1	医師 推	寺崎 雅子	小田原市立病院 副院長
2	〃 新 推	松田 基	小田原市立病院 小児科部長
3	〃 新 推	山口 隆之 米田 香織	曾我病院 副院長 曾我病院 診療部診療科 医局員
4	学識経験者	小倉 直子	小田原短期大学 保育学科 講師
5	〃	白石 泰夫	心理判定員
6	〃	田中 早苗	心理判定員
7	〃 新	鍋倉 かつみ	小田原市立前羽小学校 校長
8	〃	岩崎 由美子	小田原市立橋中学校 校長
9	本市を管轄する児童相談所職員 推	星野 幸雄	小田原児童相談所 子ども支援課 専門福祉司
10	本市区域内の特別支援学校教員 推	中村 尚見	神奈川県立小田原養護学校 総括教諭
11	特別支援学級設置小学校長	三橋 雅幸	小田原市立曾我小学校 校長
12	小田原市立中学校長 新	伊東 宏幸	小田原市立白鷗中学校 校長
13	特別支援学級担任 新	足立 美紀子	小田原市立三の丸小学校 総括教諭
14	〃	大野 佳余子	小田原市立新玉小学校 教諭
15	〃 新	浅川 純子	小田原市立富水小学校 総括教諭
16	〃	瀬戸 緒恵	小田原市立泉中学校 教諭
17	〃	興津 敬代	小田原市立城北中学校 教諭
18	教育委員会が必要と認める者 推	内田 暁子	障がい福祉課 障がい者支援担当副課長
19	〃 推	下澤 栄子	障がい福祉課 障がい児通園係長
20	〃 新 推	白木 智子	健康づくり課 主任
21	〃 新	田村 寿治	特別支援教育相談室あおぞら 相談員
22	〃	井上 康子	コミュニケーションの教室「フレンド」総括教諭
23	〃	中野 悦子	ことばの教室 教諭
24	〃	市川 嘉裕	教育指導課 課長
25	〃 新	柳下 正祐	教育研究所 所長